第11回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年5月21日(木)午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年5月21日(木)午後5時33分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員

1番 永徳 省二君 4番 佐々木雄司君 6番 保田 守君

9番 原田 素代君 10番 行本 恭庸君 13番 福木 京子君

15番 岡崎 達義君 16番 下山 哲司君

5 欠席委員

なし

6 証人

藤井 和彦君 北川 勝義君

7 弁護士

水谷 賢氏 森岡 佑貴氏

- 8 補佐人 片山 雄太氏
- 9 事務局職員出席者

議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 黒田 未来君

- 10 協議事項 1)補佐人について
 - 2) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について
 - · 証人尋問
 - 3) その他
- 11 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長(下山哲司君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから第11回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様に申し上げます。本日は証人喚問を予定しておりますが、 写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また証人に対する撮影については証人の プライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとしてく ださい。

以上、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議事項1番目、補佐人についてを議題といたします。

委員会における証人及び参考人の証言を十分かつ正確なものにするため、また証人及び参考 人の権利を保護する観点から、証人及び参考人の求めに応じて、法律等に基づき助言を行う補 佐人の必要性が出てきます。

まず最初に本委員会において補佐人を認めるかどうか協議した後、お手元に配付しております補佐人の取り扱いについて案を協議したいと思います。

お諮りします。

本委員会においては補佐人を認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、お手元に補佐人の取り扱いについて案を配付しておりますので、事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(元宗昭二君) それでは、補佐人の取り扱いにつきまして案を朗読させていただきます。

補佐人の取り扱い(案)。1、証人及び参考人が補佐人を希望するときは、補佐人の住所、 氏名、年齢、職業等を記載した許可願を委員長に提出しなければならない。2、補佐人は、弁 護士等の法律の専門家または学識経験者等とし、証人及び参考人1人につき1人とする。3、 証人及び参考人が補佐人に助言を求める際には、必ず委員長の許可を得なければならない。 4、補佐人は、証人及び参考人から助言を求められた場合に限り助言が認められ、証人及び参 考人から求めがないのに積極的に助言を行うことはできない。5、補佐人から証人及び参考人 への助言は、口頭による助言に限る。6、補佐人に対し、委員長及び委員は尋問することはで きない。7、補佐人の席は、証人の隣ではなく、後方とする。8、補佐人は、費用弁償の対象 とはならない。

以上でございます。

○委員長(下山哲司君) お諮りいたします。

補佐人については原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。 ここで、暫時休憩いたします。

> 午前10時3分 休憩 午前10時7分 再開

○委員長(下山哲司君) 再開いたします。

協議事項2番目、本委員会に委任された公金支出及び公文書改ざん等に関する調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について藤井和彦君、北川勝義君より証言を求めることにいたします。

本日藤井和彦証人から補佐人許可願が提出されておりますので、御報告いたします。また、 証人から証言を行うに当たり、メモ等を参考にすることについて許可しておりますので、御了 承願います。

証人には、お一人ずつ証言を求めることにいたします。

それでは、証人の入室を求めます。

[証人 藤井和彦君 入場]

○委員長(下山哲司君) それでは、藤井証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に 規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっ ております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる 場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の 配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人 の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関 するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務所弁護 士を含む。)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者もしくはこれ らの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けると き及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は 証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨の申し出をお願いします。それ 以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、 6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっておりま す。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。す なわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの 親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項 については、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むこ とはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の 禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただき たいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立願います。 宣誓書の朗読をお願いいたします。

- ○証人(藤井和彦君) 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年5月21日。藤井和彦。
- ○委員長(下山哲司君) 御着席を願います。

それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

よろしいですか。

これより証言を求めることになっておりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題 について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動 のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意 されるよう要望いたします。

これより藤井和彦証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この 内容に間違いございませんか。

- ○証人(藤井和彦君) はい、間違いありません。
- ○委員長(下山哲司君) 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から 御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長お願いいたします。

○副委員長(岡崎達義君) 本日は、藤井証人におかれましては、お忙しいところ御出席いた だきましてありがとうございます。

これから藤井証人に対しての尋問を行わせていただきます。

まず、臨時職員の任用について。

- 1、平成30年5月11日に倉迫副市長、作間総合政策部長、北川議員、藤井参事の4人で話し合いをした内容について教えてください。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。

○証人(藤井和彦君) 吉井観光と契約解除した後の運行につきましてどうするか、一日も運行が切れることなく、安定的な運行ができるようにするにはどうしたらいいかについて話し合いを行いました。

以上でございます。

- ○副委員長(岡崎達義君) 2番目、その中で北川議員から提案や要望がありましたか。
- ○証人(藤井和彦君) はい、ありました。内容につきましては、こちらから別の業者を探して契約するというような方針も報告いたしましたけれども、北川議員から吉井観光の運転手を集めて、組合による運行の提案がございました。旧吉井町時代に組合による運行実績がありまして、組合でいくんなら吉井観光の運転手に声をかけてやると、吉井観光の運転手で組合をつくって、市が委託するという提案がございました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 3番目、スクールバス及び給食配送について組合の方針で進めていこうと考えた理由は何ですか。
- ○証人(藤井和彦君) 私自身、組合による運行実績があることを知りませんでした。そのため、組合に委託することにつきまして法的に問題がないのか、許認可は必要ないのかなど、道路運送法などを調べまして、白ナンバーで運行が可能であり、法的には問題なく、許可なども必要がないことがわかりました。一方で、組合に委託した場合の不安な点といたしまして、人員管理や運行管理の問題、児童・生徒の保護者の安心感、事故があった場合の補償など、専門業者に比べますと課題があるという認識ではございました。しかし、吉井観光の運転手に依頼することは、スクールバス、給食運搬の業務の性質から、地域の交通事情に熟知していること、また大雨や冬の凍結時の危険箇所を把握して適切に対応できること、子供たちを確実に学校やバス停まで運ぶことが目的でありますので、子供たちの顔をよく知ってるということも安心感につながるものと考えておりましたので、過去に実績のある組合で進めていこうと考えました。

以上でございます。

- ○副委員長(岡崎達義君) 4番目、北川議員が組合にこだわった理由は何だと思いますか。 ○証人(藤井和彦君) その当時北川議員から組合の提案を聞いたとき、自分といたしまして は正直には明確にはわかりませんでした。当時の作間部長から、北川議員が組合を提案した理 由は、北川議員が組合と何らかの関係を持った上で市に組合と契約させまして、その委託料か ら自分が吉井観光に資金援助したお金を回収したいという意図があるかもしれないというふう に言われました。その後警察で聞いたことや市の内部調査結果から振り返って推測いたします と、資金援助したお金を回収したいということも考えられるというふうに思っております。 以上です。
- ○副委員長(岡崎達義君) 5番目、北川議員に組合ではなく直接市が雇用するということを

どのように説明しましたか。

○証人(藤井和彦君) まず、5月21日に市長から組合ではなく直接雇用の指示を受けました。そして、その日のうちに倉迫副市長、安本課長と私の3人で北川議員の事務所に説明に伺いました。しかし、その日は、北川議員は組合に固執されまして、直接雇用を受け入れてもらえることはできませんでした。そして、5月24日、北川議員が教育委員会に来られましたので、中央公民館の2階のロビーで私と安本課長で説明をいたしました。まず、組合については過去に実績があるにせよ、市の所有バスによる運行となるため、まず直営が考えられますと、そして市の直営で問題が生じた場合には、組合による運行も考えたいと申し出ました。保護者の安心感や補償面を考えると、組合よりも市の臨時職員として任用して、直営で運行したいというふうに説明を申し上げました。そして、北川議員のほうも事務所の準備を進められて、組合のほうにもこだわっておられましたので、市としては臨時職員として個々に任用いたしますけれども、臨時職員同士で独自に組合をつくるのは自由ですよと、市は組合には関与しませんが、光熱水費とか電話代など、必要があれば組合の取り決めの中で負担してもらうこともできると思いますと提案をいたしました。

以上です。

○副委員長(岡崎達義君) 6番目、北川議員が組合でなく直接雇用することに納得した理由 は何だと思いますか。

○証人(藤井和彦君) これも、はっきりとよくはわからないんですけど、私が示した市の方針につきましてそれ以上言っても覆らないだろうと理解されたのだと思いますし、また独自に組合をつくれば負担金を徴収することも可能だと理解されたからだというふうに思っております。

以上です。

○副委員長(岡崎達義君) 7番目、臨時職員の賃金はどのようにして決まりましたか。

○証人(藤井和彦君) これにつきましては、5月24日、北川議員が直接雇用を受け入れた後の話になりますけれども、教育委員会としては当初から委託料の予算を5人で割って、1人につき月額28万円で考えておりました。運転手からは車両の大きさや距離によって差を設けてほしいという要望を聞いておりまして、その月額28万円で考えていた賃金を見直そうとしているということを北川議員に伝えますと、今までもそれは一律ではなかったであろうというふうな意見をもらいまして、それぞれのバスの大きさなどから個々の賃金額が提案されまして、3人で調整した上で、最終的には私が賃金案として決定いたしました。それをもって安本課長が個々の運転手に交渉して、賃金が確定となりました。

以上です。

○副委員長(岡崎達義君) 8番目、臨時職員から北川議員が事務所費との名目でお金を取ろうとしていると感じたのはなぜですか。

○証人(藤井和彦君) これにつきましては、副市長同席の調整の中で、吉井観光に資金援助したことについて、副市長に対しまして何でわしが払わんといけんのんなら、おまえが払えばよかったと言われたことが何度かありました。また、作間部長から市に組合と契約させて、その委託料から自分が吉井観光に資金援助したお金を回収したいという意図があるかもしれんと言われたこと、そういったことからそのような意図があるかもしれないというふうに思いました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 9番目、臨時職員の賃金の支払いについて北川議員からどのよう な指示等がありましたか。
- ○証人(藤井和彦君) これにつきましては、吉井観光時代にそれぞれ運転手の賃金が未払いでございましたので、最初の5月分の賃金の支払いについて、通常15日払いでありますけれども、運転手に早目に賃金を払ってほしいというふうな依頼がございました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 10番目、臨時職員が北川議員に金銭を渡していたことを知っていましたか。
- ○証人(藤井和彦君) これは知りませんでした。 以上です。
- 〇副委員長(岡崎達義君) 11番目、臨時職員は直接雇用としたが、運転組合は実際につくられていたのですか。
- ○証人(藤井和彦君) これについても、実態については存じ上げておりません。知りませんでした。
- ○副委員長(岡崎達義君) 次に、予備要員の臨時職員の任用について質問させていただきます。

12番目、給食運転手の予備が必要だと運転組合から依頼があったので探してほしいと北川議員に依頼しましたか。

○証人(藤井和彦君) 給食の運搬の予備については、依頼をしておりません。確かに当時スクールバスの運転手の1人が病気で、たしか肺炎だったというふうに記憶しております。当時の社長がかわりに運転していた。また、ほかの運転手さんからも、高齢を理由にいつ運転できなくなるかわからないという不安の声を聞いておりました。そういうことから、スクールバスの運行に欠員が出る可能性があったので、スクールバスの予備要員を雇ったほうがいいのではないかというふうな相談はいたしました。

以上です。

○副委員長(岡崎達義君) 13番目、予備要員としての臨時職員を雇用するよう北川議員に求められたのですか。

○証人(藤井和彦君) これは、たしか6月11日ごろだったと思います。給食運搬の予備要員 として吉井地域、黒本の男性を紹介されまして、給食予備の話をしているから当たってみてく れというふうな話がございました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 14番目、必要のない予備要員としての臨時職員ということを認識 していましたか。
- ○証人(藤井和彦君) これにつきまして、給食配送業務の予備要員につきましてはスクール バスの運転手が兼務で運転しておりますので、ほとんど活用する場面は少ない、必要性は低い という認識はございました。ただし、運転手さんたちが皆さん高齢で、この先どうなるかわか らないという不安感は持っておりましたので、自分の内心としてはスクールバスに欠員が出れ ば頼めるものと思っておりました。
- ○副委員長(岡崎達義君) それはいつごろからのことですか。
- ○証人(藤井和彦君) 6月上旬にスクールバスの任用書類が上がってきたころでございます。スクールバスの業務内容のところに給食運搬も含めて記載があったので、必要性は低いというふうに思いました。ただし、先ほど申し上げましたように、内心ではこの先欠員が出るかもしれないという不安感はございました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) その必要が低いという理由がわかってるのになぜ雇用したのですか。
- ○証人(藤井和彦君) これに対しまして、北川議員に対しましては日ごろから私は恐怖心を 持っておりました。また、総務文教常任委員会の委員長で教育委員会の事業への発言力も大き いことから、断るとスクールバスの運転手に対しましてスクールバスの運行や給食配送業務を させないように指示するなど、業務に支障が出るのではないかというふうに思ったからでござ います。

以上です。

- 〇副委員長(岡崎達義君) 17番目、予備要員の臨時職員の賃金はどのようにして決まりましたか。
- ○証人(藤井和彦君) これにつきましては、北川議員からスクールバスのある運転手さんから8万円を減らして、その8万円で雇用するような話がありまして、既に断ることができずにいましたので、私としてはあとは理由づけを考えるしかございませんでした。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 次に、18番目、平成30年6月に予備要員の臨時職員の雇用をしていますが、勤務していない平成30年5月の賃金を支払った理由は何ですか。
- ○証人(藤井和彦君) この点は、実ははっきりと本当に覚えてないところでございます。平

成30年6月上旬ごろに、北川議員がスクールバスの運行を依頼していた運転手の5人の5月分の賃金について早く払うようにと求められておりました。そういうことで、予備要員の支払いについても北川議員が期待しているかもしれない、また支払わなければ北川議員が怒るかもしれないと思いまして、支払いを部下に指示したのかもしれません。ただし、この点ははっきりと覚えてないところでございます。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 19番、予備要員としての臨時職員を任用することについて手続を するよう、もと部下である安本参事、久山参事に指示をしたのは藤井参事で間違いありません か。
- ○証人(藤井和彦君) 久山所長には最初に北川議員から紹介があったことを伝えまして、その後任用手続につきましては安本課長に指示をいたしました。当時久山所長には具体的な指示はしておりませんでした。安本課長のほうに任せていたのが現状であります。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 20番、予備要員の臨時職員について、給食がない8月や勤務実態がないにもかかわらず、賃金を支払った理由は何ですか。
- ○証人(藤井和彦君) 8月分につきましては、給食センターから9月に問い合わせがありまして、人材確保で任用したことから、8月分を払わないと退職されるかもしれないという思いがありましたので、支払いを部下に指示いたしました。それから、勤務実態がないのに支払った、これについては本当に大変申しわけなく思っております。勤務実態を確認せず、賃金を支払っておりました。紹介した職員のほうに支払わないと北川議員が怒るかもしれないというふうな思いもありまして、支払うように指示をいたしました。本当に勤務実態がないのを知ったのは、私自身は平成31年2月末のことでございました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 21番目、このことについて部下から8月は給食がないのに賃金を 払うのですかという質問があった際、どのように回答しましたか。
- ○証人(藤井和彦君) 人材確保のためというふうに回答をいたしました。
- ○副委員長(岡崎達義君) 22番目、検察庁の供述調書に北川議員が予備要員の臨時職員の賃 金8万円のうち半分を組合費名目で取ると言っていたとありますが、間違いありませんか。
- ○証人(藤井和彦君) 間違いありません。8万円のうち臨時運転手には4万円ぐらいを渡して、残りは組合費としてもらおうと思うというふうに言われたと記憶しております。

以上です。

- 〇副委員長(岡崎達義君) 23番目、予備要員の臨時職員が賃金を返還したいと申し出てから 実際に返還されるまでの市の対応等を説明してください。
- ○証人(藤井和彦君) ちょっと長くなりますけれども、まず平成31年2月28日に、予備要員

の方から教育総務課長に対しまして、現金を持参して、2月末で給食センターの配送車の運転 手をやめたいと、また今まで受領した賃金を返したいとの申し出がありました。当日は、市内 部で協議が必要というふうに判断しまして、返金を受け取りませんでした。

その後、3月14日に安本課長が予備要員の方から確定申告の修正についての相談を受けました。2月分の支払いがあるので、それを受け取っていただいてから返納の手続方法についてお知らせをさせていただくという話をしたと報告を受けました。

このころだと思いますけれども、返還方法につきまして総務課の津田弁護士に相談をいたしました。事務処理を確認していく中で、任用通知のおくれ、夏休みで勤務の必要がない8月分についての支給など、不適切な処理も確認されました。津田弁護士とは8月分だけ返金してもらうのか、また全額返金かなど、協議をしておりましたが、結論のほうは出ずにいました。

その後、内部で協議し、予備要員に返金の意思を再度確認したほうがいいという判断で、4 月1日に安本課長それから久山所長それから総務課の職員3人で予備要員の方に面会に行きま した。そのとき予備要員の方からは全額を返還したい、税の関係もあるので8月のみの返金の 形にはしてほしくないという意向を聞いたというふうに報告を受けました。

その後、4月5日に予備要員の方が現金を持ってこられまして、返金の申し出がありました。こちらのほうでもあらかじめ徴収令書をつくっておりましたので、会計課の窓口で76万円の返納金を受領いたしました。また、税の修正申告に必要な源泉徴収票につきましては、後日郵送することといたしました。

以上が返還されるまでの対応でございます。

○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、任用手続についての質問をさせていただきます。 24番目、臨時職員の賃金支給方法を月額としたことや任用期間を6カ月以上とした理由は何

○証人(藤井和彦君) まず、月額につきましては、当時教育委員会が持っておりましたスクールバスの予算を頭割りにいたしまして、振り分けた金額で月給といたしました。緊急に任用をする必要があるということや人材確保を優先するには、日給や時給よりも月給が相当というふうに考えたものでございます。

また、任用期間を6カ月以上としたことにつきましては、年度の途中で運転手にやめてもらっては困るというふうな思いで、年度末までは人を確保しないといけないと考えたからでございます。

以上です。

ですか。

〇副委員長(岡崎達義君) 25番目、赤磐市臨時的任用職員取扱要綱に規定されていない任用 をする際、上司に相談をしましたか。

○証人(藤井和彦君) これについては、しておりません。振り返ってみますと、この点、特別な対応をいたしましたので、市長など上司に報告しまして、決裁を受けるべきだったという

ふうに反省をいたしております。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) そのしなかった理由っていうのは何ですか。
- ○証人(藤井和彦君) 当時職務執行規則で決裁区分が次長ということだったので、次長の判断でできるというふうに思い込んでいたからでございます。
- ○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、文書のつくり直しについて質問させていただきます。

27番、平成30年11月上旬に臨時職員6名の任用通知書のつくり直しをしていますが、なぜつくり直すことになったのですか。

- ○証人(藤井和彦君) この11月のつくり直しにつきましては、私のほうかかわっていないため、無責任だと思いますけれどもよくわかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 28番目、誰がつくり直しを指示したのですか。
- ○証人(藤井和彦君) これも、私が関係してないのでよくわかりません。当時の教育総務課 長だとは思いますけど、よくわかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 29番目、指示をしたのはいつですか。
- ○証人(藤井和彦君) これも、はっきりとはわかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 30番目、どの部分をつくり直したかというのはわかりますか。
- ○証人(藤井和彦君) この部分は、当時知りませんでしたけれども、内部調査の結果報告の とおり、賃金の欄で時給を月額に直したものでございます。
- ○副委員長(岡崎達義君) そのつくり直しをしたのはいつですか。
- ○証人(藤井和彦君) これも、よくわかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 旧任用通知書はどうしましたか。
- ○証人(藤井和彦君) これも、よく私どもは存じ上げておりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 破棄もわからないわけですか。
- ○証人(藤井和彦君) 破棄もわかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。

34番目、平成31年3月末ごろ、臨時職員6名及び予備要員の臨時職員の起案等のつくり直しをしていますが、なぜつくり直すことになったのですか。

○証人(藤井和彦君) これにつきましては、給食予備のその臨時の運転手さんから賃金の返還の申し出がありました。そういったことで、事務処理を確認する中で記載漏れなどがありまして、その不備などがあった場合は訂正して正確なものを残しておくべきと判断したためでございます。当該年度の支出に関しましては、出納閉鎖の5月31日までは、決算整理の中で間違いを発見した場合には事実に即して正しい書類に補正するべきという認識がございました。そういったことで、教育総務課長、給食センター所長と協議しまして、月額の記載漏れについて

実態に合わせて補正することといたしました。 以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。 35番目、その場合、誰がつくり直しを指示したのですか。
- ○証人(藤井和彦君) 当時の教育総務課長、給食センター所長と協議いたしまして、最終的には私が決定をいたしました。
- ○副委員長(岡崎達義君) 36番目、それはいつですか。
- ○証人(藤井和彦君) 主として、平成31年3月下旬の開示請求を受けまして、内部調査を進めてまいりました。そういうことで、日付をはっきりと覚えてませんけども、3月の末ごろだというふうに思います。
- ○副委員長(岡崎達義君) どの部分をつくり直したのですか。
- ○証人(藤井和彦君) 賃金の額の時給に実態に合わせまして月給を追加いたしました。 また、給食の予備要員につきましては、業務内容のところに他というふうにつけ加えました。 これは、任用当時私自身の考えではスクールバスの運転も状況によってはお願いすること もあるという思いがあったから、そのようにしたと思います。

以上でございます。

- ○副委員長(岡崎達義君) それはいつですか。
- ○証人(藤井和彦君) 3月の末か4月の頭のことだと思います。
- ○副委員長(岡崎達義君) 39番目、旧起案等はどうしましたか。
- ○証人(藤井和彦君) スクールバスのほうは、破棄となっております。それから、給食の予備については、残っております。
- ○副委員長(岡崎達義君) その破棄したのは、いつ誰がそうしたのですか。
- ○証人(藤井和彦君) この破棄については、私自身かかわっていないのでわかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 41番目、今回の事件について、検察庁の供述調書には以前はうその供述をしていたとありますが、なぜうその供述をしたのですか。
- ○証人(藤井和彦君) うそというより、真実を全てお話をすることができませんでした。自分が悪いことをしたと言えば自分が犯罪者になってしまう、また部下のほうも罰を受けてしまうかもしれない、また日ごろから北川議員に恐怖心を持っておりまして、どこまでが犯罪で犯罪でないかもわからないままに、私が北川議員のことを話すと仕返しをされるかもしれないというそういった恐怖心で、真実を全て話をすることができませんでした。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 42番目、真実を話すことにしたのはなぜですか。
- ○証人(藤井和彦君) 今回の件につきましては、私の不適切な判断によりまして市民の皆様 の信頼を損ねる形になったことを深く反省いたしまして、自分が悪いことをしたことを認め、

真実を話すべきだというふうに思いました。しかし、今回の事件につきましては、私が全て考えて行ったことではなく、議員さんが無理な任用を求めてきたことに大きな原因がありました。もし北川議員に悪意があるなら、真相を究明してほしいという思いになりました。市の職員誰ひとり悪意を持って仕事をしている者はいません。ただ、日ごろから恐怖心を持っている議員からの働きかけに断ることができない職員が今後も私と同じようなことをしてしまうのではないかと思いまして。

- ○委員長(下山哲司君) ゆっくりでいいですよ。
- ○証人(藤井和彦君) 自業自得ですけれども、本当に悩み苦しみました。私のような犠牲者を今後もつくりたくないという強く思いを抱きまして、真実をお話しすることにいたしました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 最後になりますが、このような不正が二度と起こらないようにするためにはどうすればいいと思いますか。
- ○証人(藤井和彦君) 今回の件につきましては、運行業務の緊急対応としてスクールバス等の運行が途切れることなく、安全・安心を最優先に取り組んでいこうという中で、事務的に不適切なことや判断の誤りがあり、市民の皆様に大変御迷惑をかけたというふうに反省をいたしております。ただ、赤坂で事故によりまして児童が亡くなるという痛ましい事故がありました。そういうことで、この対応につきましても視野が狭く、過剰に反応したことも事実でございます。

今後の不正防止策といたしまして私が考えておりますのは、平素から法令遵守を意識して職務に当たること、それからコンプライアンス研修にも積極的に参加すること、それから市内部のチェック体制の強化、緊急事態においても冷静な判断が必要となってきますので、突発的な緊急事案に対応できる人員体制の確立、組織の連携が重要というふうに考えております。それから、議員要望窓口を一本化して、対応状況を共有することも考えられます。それから、議員さんから要望があった場合、やはり議員さんは市民の代表ということで、できるだけ意向に沿うようにということで許容範囲を広げたり、特に威圧的な方に対しましては判断が鈍くなることもあるかもしれません。そういったことで、職員は厳格に対応をしなければいけないと思いますし、おこがましいですけれども、議員の皆様にも倫理観を持って職員に接していただきたいというふうに思います。

以上です。

○副委員長(岡崎達義君) たくさんの質問に誠実にお答えいただきまして、まことにありが とうございました。

これで全体的な質問は終わらせていただきます。

○委員長(下山哲司君) ただいま一連の質問が終わりました。

これから委員さんから質問があれば行います。

休憩しましょうか。

それでは、11時まで休憩といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時0分 再開

- ○委員長(下山哲司君) それでは、会議を再開いたします。 委員からの質問をお願いいたします。
- ○委員(行本恭庸君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 7番目の質問に対して月給で1人頭28万円というようなことで言われましたけど、臨時職員は時給かあるいは日当かということになっとるということは知ってて、こういうことに決めたんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 当然、臨時的任用の職員の要綱につきましては、時給、日給という規定があるのは知っておりました。それで、もともと人材確保という面で月給というふうに考えておりまして、市のその条例とか要綱とかをいろいろ見て、嘱託職員でいけるのではないかなと試算して考えたんですけれども、嘱託職員の場合は条例で月額で上限があるということを知りまして、そこでは対応できないと、条例とか規則というのは法規でありますので、そこに違反することはできないという認識がありました。それで、要綱につきましては、第17条でその他必要があれば市長が定めるというふうな文言もありまして、公益的に必要であれば特別な対応もできるのではないかというふうに自分で判断いたしまして、要綱にはないことでございましたけれども、月給というふうに判断いたしました。ただ、月給にするに当たりましては、次長決裁だからそのままで何もしませんでしたけれども、振り返ってみますと、やはり市長に報告するなりちゃんと決裁を上げておくべきだったというふうに反省をいたしております。

以上です。

- ○委員長(下山哲司君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) その決めたということについて北川議員からの影響はないんですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 月給の考え方につきましては、北川議員の影響はありません。最初から教育委員会のほうで委託料の中でできることをしようということで、最初から教育委員会の発案で月給というふうに考えておりました。

以上です。

○委員長(下山哲司君) よろしいですか。

原田委員。

- ○委員(原田素代君) お世話になります。何点かにわたってお尋ねをさせていただきます。 聞こえますか。
- ○証人(藤井和彦君) はい、聞こえます。
- ○委員(原田素代君) まず、質問の項目に関連してですけど、4番目にお答えの中に、作間 部長から組合と北川議員がつながっているので、組合にすればその費用で北川さんが吉井観光 に資金援助した金の回収を狙っているのではないかと聞いたというお答えでした。これは、作間部長以外の幹部職員からもお聞きになってはないんですか、作間さんお一人から聞かれましたか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) この件につきましては、私の記憶では作間部長から聞いたのみだと思います。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうしましたら、次、6番目、7番目、8番目に関して、関連するのでお聞きしたいと思ってるんですけど、組合費として5万円を納入するようにというこれですね、おつくりになったこの資料、これを北川議員にお見せになって、納得してもらうようにされたわけですね。それでいいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) その資料につきましては、事前に教育総務課長と相談してつくっておりましたけれども、その5月24日のときには当日には示しておりません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ということは、北川議員は組合費として5万円納入するというここに わざわざ書かれた藤井さんの配慮は知らないわけですね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) はい、知らないと思います。それで、その資料につきましては、私と教育総務課長のほうでちょっと誤解があったと思うんですけれども、組合に委託した場合はその従業員の方の社会保険料でありますとか税金とか北川議員が言われる電話代、光熱費、ざっと組合に委託した場合は5万円ぐらいかなあということで資料をつくっておって、直接雇用の場合がそのような5万円も徴収することにはならないんですけれども、ちょっと安本課長との理解ができてなくて、正確な資料にはなっておりませんが、当日もその資料は示しては説明し

ておりません。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 6月11日ですか、予算流用申請書を出されてますよね。それで、その際にいわゆる上司にこういった予算流用をするに当たってこういう細目で積算年間1,400万円、流用させてほしいというこの資料は、これに準ずる資料は提出されましたか。流用申請書だけしか出してないんですか。どっちでしょうか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 流用申請書だけだというふうに記憶しております。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) いろんな人に聞いてみたんですけど、幹部職員からすると、どういう形で1,400万円を使うのか、明細を普通は求めると。要するにその丼で1,400万円、これは賃金にかえさせてくださいというだけでは普通通らないんじゃないか、要するにこれは副市長まで判を押してますよね、全部は、市長以下、市長は入らないけれど。その際に、これでなければ、これにかわるような説明資料って普通出すんじゃないかというふうに聞いてるんですけど、それについては。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 流用の決議書の裏にもう一枚通常つけることになっております。その 委託料の今後の執行見込みと残がどれだけ生じるであろうかということと、賃金があと今後ど れだけ発生しますというふうなこと、そういうふうな積算資料をつけて流用伝票を回している と思います。

以上です。

- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ということは、それだけで通っちゃったわけですね、予算流用については。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そうです、そのとおりでございます。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君)原田委員。

- ○委員(原田素代君) そうしますと、この資料というのは安本さんと藤井さんだけの、2人だけの資料になるんですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長が直接雇用を断った場合の流れという感じではつくってはおったんですけれども、当日その資料は出しておりません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 御相談されたという津田さんにもこれは見せてないんですね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 私の記憶の中では相談してないと思います。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、これはお二人だけで計算式を立てて試算してみて、こんなもんだろうと、これを見せないまま、北川議員に28万円でいきたいとそれだけをお伝えして、組合ではなく直接雇用を認めてもらったということでいいんですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) はい、そのとおりでございます。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) その際に、要するに提案という表現になってますけど、北川議員のほうから一律に28万円ではなくて、それぞれのドライバーさんの歴ですとかその実態に応じた賃金にしたほうがよかろうという御発言がありましたね。どうですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 運転手さんに事前に車両の大きさですか、距離によって差を設けてほ しいという話を、そういう話があったということを北川議員に申し上げたところ、北川議員も そうだろうというふうに言われました。

以上です。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 先日ドライバーさんと事務員さんにこちらに来ていただいた証人喚問があったんですけど、その中で賃金のことについて希望を言った人はいないんですけど、どの

ドライバーさんから言われたというのは御承知ですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 私のほうは、個々に金額のほうは聞いておりません。安本課長も月給 にしてほしいぐらいの話は聞いとって、個々に幾ら欲しいという話は聞いてなかったと思いま す。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ということは、運転手さんのほうからこれは安いとかこれはもらい過ぎだとか、その金額について具体的な交渉というのはなさってないですよね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 最終的に北川議員と相談した賃金額をもって私のほうが最終決定した んですけれども、それをもって安本課長が個々に運転手さんにこの金額でという話をして、最 終的に確定したものでございます。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 事務員さんの雇用については、北川議員から持ちかけられて、藤井さんとしては事務員さんもいたほうが教育委員会の負担が減るだろうからいいだろうなと思って、それは北川議員の提案を了解したと理解していいんですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 北川議員のほうから最初話があったかもしれませんけども、私のほう も、当時スクールバスの担当の職員がおりましたけれども、その担当のほうもスポーツ振興課 と兼務しておりましたので、これ以上業務をふやしてはいけないということは思っておりまし たので、北川議員にそう言われたことがあって、私もそれは考えておりましたよということで 話が合ったということでございます。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) その際に彼女が、要するに勤務実態ですね、何時間お仕事されるか、 もしくは賃金については北川議員から指示がございましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 大体賃金につきましては9万円ぐらいというふうな話と、税法上の控 除を受けられるというかその範囲で月八、九万円ぐらいが妥当かなというふうな話をしたと思

います。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) いや、話をしたっていうのは、それは北川議員から9万円ぐらいでいいんじゃないかと言われたからということですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) それにつきましては、どれぐらいにしようかという話の中で、たしか 安本課長が9万円ぐらいという額を提案したと思います。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) 彼女の仕事が、当初は朝の6時半から夕方の6時までっていうのが任 用通知書にあるんですね。それが書きかえられてる。それで、監査のほうの報告書によると、 その後教育委員会に言ったら10時から4時の勤務ですと言われたから、監査報告のほうも訂正 をして10時から4時の勤務になったと聞いてるんですけど、それは事実ではないですよね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 当初は運転手の運行時間に合わせてその朝早くから夕方までというふうなことで考えておりましたけれども、実際にその事務員さんのところに安本課長が話しに行って、実際その時間は無理だということの話を受けたらしいです。そういうことで、間の時間、10時から忘れましたけれど2時過ぎぐらいまで、その間の時間を設定したと思います。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ところが、御本人が来たら、朝の8時半からお昼で帰りましたって。 これは、5月から昨年の3月までの10カ月の勤務実態は8時半から正午までだったんですっ て。これを、どこまでを知ってたんでしょうか、実態は。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 済みません、私のほうはそこは知りませんでした、実態のほうを、済みません、勤務実態を把握してませんでした、申しわけございません。
- ○委員(原田素代君) いえ。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員、少しゆっくりしゃべってください。
- ○委員(原田素代君) 済みません、ゆっくりしゃべらせていただきます。 それで、もう1つですけれども、さっきの御説明の中に21日に話に行ったんだけども組合の

ほうの了解、組合じゃないやつでやろうということについて了解が得られなかったと、だけど 24日には了解が得られたという御答弁がございました。検察庁の供述調書を読ませていただく と、23日に藤井さんは、御自分でも大分悩まれたとおっしゃってたけど、恐らく眠れぬ夜が続いたと思いますけど、これを決めたわけですよね、1,400万円を5人で割って28万円ぐらいにして、月額にしたらまあいいだろうと、これを考えたのは23日、前から考えてたんでしょうけど、これを公に安本さんと御相談したのは23日ということになってるんですが、それでよろしいですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 月額28万円というのはそれ以前からも決めとったんですけれども、委員長、北川議員を説得する協議をしたのはその23日であります。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 大変苦労されたと思います。供述調書には、例えばその28万円の根拠、この労働統計から大型観光バスの乗務員のとこからとってきたとか、あとは待機時間は判例によれば雇用の対象に、賃金の支払いの対象になるだとか、いろいろ藤井さんは苦労されてその28万円を捻出してきたというふうに書いてあります。これについては、全く1人で考えて決められたというふうに理解したらいいですか。もしくは、どなたかと御相談された経緯がございますか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) その当時本当に市の内部による弁護士とかに相談すればよかったんでしょうけれども、私1人でインターネットで調べたりして、委託料28万円で、割ったその額が本当に適正かどうかわからなかったので調べようたら厚生労働省のがあったので、ちょうど28万円相当になったんで、これで適正というふうに私自身は判断しました。これは、私1人で考えたことでございます。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。次どうぞ。
- ○委員(保田 守君) いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) 組合のことでこの前半の部分でお聞きしたいと思うんですけども、以前にうちの議長と副議長が北川氏に聞き取りを1度しとんですけど、そのときに吉井地域は組合をつくって運行を引き受けてほしいと藤井次長と安本課長から依頼があったということが聞き取りの中に書いてあるんですけども、私どもがやってきた委員会の中で運転手さんや何やかんやにこの問題を聞いたら、組合のことという、昔組合形式でやっとったことはあるんだけど

もという、運転手さん自体から組合をやってくれとかと言うた人は1人もいなかったんです。 だから、この問題、ここは安本さんやそれから藤井さんはこの組合というのは北川氏の依頼が あったというて言うとんですけど、これはそんな事例があったのを知っとって組合でやったら いいがというような提案をされたんですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 先ほども申し上げましたけども、組合の実績があったということは私自身北川議員の提案を受けたときに知りませんでした。ただ、北川議員が昔旧町時代に組合による運行実績があるからそういう方法もあるんじゃないかということで、北川議員のほうから提案されて、あと安本課長にも吉井の職員じゃったんであったんかなあ、と聞いたらそれはあったということで、私もそういうこともできるんだなというふうに理解しました。
- ○委員(保田 守君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) この部分については、北川議員が実際にあったこと、これとは逆だということですね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。

北川議員のほうから組合の提案が最初にありました。 以上です。

- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(保田 守君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) 金銭を受け取ったことはないというて、この聞き取りの中で組合費として組合が受け取っているという回答をしとんですけども、組合は実際に誰に聞いても現実に存在してないわけですよね。それは、北川氏の言い回しによれば組合が受け取っとるということなんですけども、これは明らかに私自身は本人が受け取っとると思うんです。だから、運転手さんの中にも内容を詳しく説明されてない場合が、わかってない人が多いから、組合費を払うたと感じてる人もおれば、そうじゃあなしに事務所の管理代を払うたん、事務所代を払うたんだという人もおってじゃったんですけど、何やかんやでそんなことに議員が組合をつくって金を集めるとかそんなことに、はなから関与するというのがおかしな話で、だから僕はこれを、藤井さんの書いとるのを見て、組合の話から事務所の話に途中で変わってますよね。その辺は、事務所費を取るんだとかというようなことは藤井さんやこうが。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員の思いじゃなしに内容を聞いてください。

○委員(保田 守君) 藤井さんなんかが決められた給料の中には、組合費とか事務所の管理費とかというものは一切関係なしに、直接職員に渡しといて、運転手さんやこうの話であれば、北川が給料によっておまえは何ぼおまえは何ぼおまえは何ぼというて頭指しで指名して事務所の管理費を取ったというような事実があるんですけども、そういうふうなことは起きるだろうとかというような想像を、給料を出した時点でその先のことというのは余り考えなかったですか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 給料の中にこちらの考えとして組合への負担金というのを含めていた わけではございませんが、支給した後、その後独自に組合的なものをつくって、光熱費や電話 代を、それは取られるのは皆さんの総意の中で、組合員の取り決めとか運転手さん同士の総意 の中で、そりゃ取ってもらうのは自由ですよというふうなことは言いました。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) 僕は、直接契約でやるというたときに、何で吉井には支所があって、 そこには空き部屋もぎょうさんあるのに、彼の持ち物である事務所を使うということに、そこ ら辺の制約というものは一切なかったんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 振り返ってみますと、本当に反省すべき点で、本当は臨時職員を雇用するわけですから、吉井に支所もありますし公民館もあるわけですから、そこを拠点とすべきであったと思います。当時本当によく考えてなかった、私の判断が鈍っておりました。申しわけありません。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) そのときに考えてやられたら、運転手さんの実際に働いた手取りの給料なんかも彼を介したというような金額にはならず、運転手さんも納得するような金額が運転手さんに渡ったと思うんです。今回のことは、学校給食の配達とか子供のスクールバスとか本当に大事なことなんだけど、僕自身はそんな子供たちを人質にとってこういうふうなことをするというのは、徹底的にあの人はたたかにゃおえんと、悪いことをしとんだから、それだけの。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 先ほども言うたように。
- ○委員(保田 守君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) あなたの思いを語るんでなしに、質問にしてください。
- ○委員(保田 守君) はい。そのように自分のほうでは思っとんですけども、本当に藤井さんは私は被害者じゃと思ってます。彼と出会わなければこんな事件は起きなかったと。

- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) はい、わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 質問ですから。
- ○委員(保田 守君) 御苦労さまでございます。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 私のほうから何点かお尋ねするんですが、済みません、県警さんのほうで供述されている内容の中で、委員長は、ですから北川議員がですよね、自分の意に沿わないことをする職員に対して、その職員が担当する別の事業を盾に別の事業を進めさせないなどとおどすようなことをしたこともある人なので、まずは委員長の意向に沿った方針をとることにしましたということをおっしゃられてます。先ほどの一括したその質問の中でも、何で断れなかったんですかっていうところの中で、同様のそのお答えをされたように思うんですが、これは具体的に別の事業を進めないなどとおどしたというのはどういうものがあるんですか。今までのその経験の中でどういうものを指してこれをおっしゃられてるのか、具体的に教えていただけませんか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) その具体的に事業を進めないなど、そこは本当に私ははっきりと覚えているわけではありませんけど、これまでの議会の発言の中でもそのようなことがあったんではないかという記憶で、具体例としては思い浮かばないんですけど、検察の中でも、検察が調書を作成する中でそのとおり書いてあることを認めたというのが事実で、具体例としては思い浮かびませんが、毎月のその総務文教委員会で発言者の発言を遮って威圧的に発言されるような場面が多々見受けられまして、そういう恐怖心は持っておりました。それから、私自身も教育次長になったときに大声で叱られたことがありまして、その恐怖心がずっと持ったままでしたので、またいつこういうふうな大声で叱られるかわからないなというふうなものは持っておりました。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) じゃあ、その恐れがあったということで、ここに供述調書に書いて ありますその別の事業を盾に別の事業を進めないなどとおどすようなことをしたというのは、 具体的にはないという理解でいいんですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) だから、議会の中でそういうふうな発言があったかなということを警

察、取り調べの中で言ったものがそういうふうになっておりまして、具体的なものは覚えてお りません。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 今県警のほうでの供述についてお尋ねをしたんですが、他方検察庁のほうで検察官には給食の進捗中の教育委員会の事業、具体的には給食の民間委託、オリンピックのキャンプ誘致、熊山運動公園の整備、こういったようなことの名称が出てるんですが、具体的にこういうものについて北川議員のほうから何々をせんと何々するぞみたいな話っていうのがあるんですか。このことをその県警さんのほうでは供述されてるんですか。この一致性というか同一性というものについて説明ください。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 当時まだ軌道に乗ってなかった本当に教育委員会として大きな課題としてたその3つの案件、給食の民間委託、オリンピックのキャンプ誘致それから熊山運動公園の整備、それぞれ北川議員は最初に反対したときは何でこんなことをする必要があるならというふうなことがありましたけれども、何とか説得してまあまあ認めてもらってるような状況にありまして、今回のこの給食運転手のことを断ると、またぶり返して何かそういう3つの事業の進捗に影響するんではないかなあというふうに思いました。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) じゃあ、その別の事業を進めないなどとおどすようなことをしたこともある人なのでというのは、今おっしゃられたようなことを指しているわけですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 最初なかなか受け入れてもらえないようなことがありましたので、そのようなニュアンスで答えたと思います。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) お話が変わるんですが、一番最初、組合の方針が今のその御説明によりましたら北川議員のほうから出ましたと、それについて検討を藤井さんのほうで始めましたと、その始める段で市長のほうから一旦は条件つきで認めるような内容が供述調書の中にあるんですが、市長は一旦その条件つき、地元の業者に当たってみてだめなら組合でもいいんだというその条件で認めたっていうのは、これはそのとおりでいいんですか、そういう理解で。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そのとおりで記憶しております。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その後、一転して、市長は北川色が強くなるからだめだということ で、厳しくやめなさいというような方針を出されたということなんですが、その場合の北川色 っていうのはどういう色なんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 恐らく、はっきりとは言われませんでしたけれども、もともとその吉井観光に関係する北川議員、それがもと吉井観光の職員を集めて組合をつくると、北川議員がその組合に対する影響力が大きいんではないかということで、そういうことで市長のほうから直接雇用でいけというふうな指示があったんだと思います。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その後ピンはねという言葉が出るんですけども、市長はそういうピンはね、藤井さんの言葉でいうとそのピンはねというものですよね、こういうものを恐れて北川色が強くなるということを言われたんですか、それともそれはまた別の話ですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そういうことは市長のほうからはっきりとは言われませんでしたけれども、内面市長のほうもそういうことを思われとったんかもしれません。これは想像の範囲です。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その組合でお金を取ろうとしているということは、当時の総合政策 部長であります作間さんのほうから耳にしたということだったんですけども、同じ組織の中で すから、席もお部屋も近いんで、佐間さんが市長のほうにもそういうようなことを耳打ちというか情報を入れてたっていうのは、どのぐらい強さとしてしてたかもしれないというのはお感じになられますか、どのぐらいの強さで感じられますか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) その都度、今度のスクールバスそれから市民バスの関係、どういうふうな方向で持っていくかということは進捗状況を市長に報告していたと思いますので、その報告の中でそういうこともあった可能性はあると思います。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) さっきの一括しての質問の中で10番目、臨時職員が北川議員に金銭 を渡していたことを知っていましたかということについて知りませんというふうにお答えいた

だいたんですが、他方、22のその質問の中では組合費名目で取ると言っていたとありますが間違いありませんかということで、間違いないというふうにお答えになられてるんです。これは、そのピンはねをするということについては北川議員から耳にして知っていた、けども実際にそれが手渡されたかどうかっていうのは、そこまでは私はあずかり知りませんというそういう理解でいいですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そういう理解でよろしいです。
- ○委員(佐々木雄司君) とりあえずそれで私はいいです。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 藤井さんの答弁の中で吉井観光と北川議員との関係があるっていうふうにおっしゃっておられるんですが、関係のある、出資してるのか北川議員が役員なのかとか、知ってることを全て御説明ください。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 私もはっきりとは実態はわからないんですけど、吉井観光の顧問をされていたというふうなことは耳にしておりましたので、関係があるものだというふうにずっと思っておりました。

以上です。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 別件です。

今回の教育委員会の不正に関して再発防止のために、組織として教育次長の上司というのが 人事権も決裁権もない教育長なのか、それともそういうのも人事権も持ってる市長なのか、そ の辺はどうなんですか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) やはり教育長が教育委員会のトップで教育委員会を主宰するというふ うな規定もありますので、教育長が私の上司であります。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) ただし、今回の件に関しては、内田教育長にも全く相談されてません よね。逆に内田さんも全く私は関係してないっていうふうに答弁されてるんです。どういうこ となんでしょうか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 内田教育長に対しましてもスクールバスが運行できなくなるかもしれないその対応の状況については報告をしておりましたけれども、今回の賃金のあたりですね、

個々に賃金が幾らになったとか何をするんだとか、そういうことまでは報告しておりませんでした。次長権限という私の間違った認識もあったのかもしれませんけれども、そういうことで教育長には報告しておりませんでした。もともと教育長というのは学校の先生がなりますんで、行政の契約関係には疎いということで、勝手に私のほうが相談しても無理だろうというふうなことも思って、本当に報告すればよかったんですけどそれができておりませんでした。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 実質的な指示命令系統が、今回の不正の件を総合的に考えると、北川 議員、藤井次長、安本教育総務課長、久山給食センター長、こういう指示命令系統になってる ように私は感じるんですけど、その辺はどう思われますか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) やはり北川議員から影響を受けたというのは確かでございまして、私のほうが断り切れなかったから部下に指示したという流れでございます。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員、よろしいか。
- ○委員(福木京子君) よろしいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) それでは、こういう契約バス会社が倒産すれば、本当に何とかしないといけないというそういう語られた気持ちはよくわかるんです。それで、この件については、幹部と話をして、せっかく直営でいくと、組合じゃなく直営でいくというふうに一応決まりましたわね。そこが北川議員と少しでも距離を置くチャンスだったと思うんですよ、すっきりしたほうが、臨時職員でいくんだから、市の直接ですからね。だから、前のように北川議員にこびるんじゃなくて、これを機会にやはりきちっと、臨時職員だから要綱に従ってきちっとすれば別によかった、なのにこの公文書の改ざんまでして、物すごくこびてこういうふうなことをされたというのはどうしてなんですかね。どうしてここまでいきましたかね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) やはり今回のスクールバスの運行につきまして最初は組合でいこう、 それから組合でいくんなら運転手に声をかけてやろうというふうな、臨時職員になりましたけ ども、それぞれの運転手さんに北川議員が声かけをしてくださったということ、そういった中 で給食の運転手も紹介されました。それから、日ごろ持ってる北川議員に対する恐怖心という のもありまして、なかなか北川議員さんと切り離すことができなかったということが正直なと ころでございます。
- ○委員(福木京子君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) 今回雇用についていろいろ運転手さんとか事務員さんとかの勤務実

態、この辺が物すごくずさんなんですよね。どうしてこういうふうになったと思いますか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) これにつきましては、私のほうでは任用するんだからあとは課長とか 給食センター所長が確認してくれるものと思っておりましたけども、私のほうが振り返ってみ ますと細かく指示をすればよかったのかなあというふうに反省しております。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) 最後です。

供述調書の中で反省のところで藤井さんも言われたんですが、誰かがこのような役をして、表に出してこれを正さないといけないというふうに語っておられるんですけど、そこまで、そりゃ徐々に警察に調べられてそういうふうになったんでしょうけど、その前の段階で、やはり公文書改ざんとか違法をする前に何らかの方法で上司に相談するなり、やはりそこは譲ってはいけないところ、ここがどうして勇気が出ずに、出せずにできなかったんかなというふうに思うんですが、この点はいかがですか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 当時、本当に私もこの案件だけじゃなくって、先ほど申し上げました ほかのいろんな課題の業務を抱えておりまして、給食の民間委託とかオリンピックのキャンプ 誘致それから熊山運動公園整備など、本当にどういうふうに議員の皆さんに理解してもらおう かということがそういうところも目いっぱいで対応しておりまして、本当に余裕がなかったと いうのが正直なとこでございます。
- ○委員(福木京子君) いいですか、もうちょっと、最後。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) ごめんなさい、最後に。

反省のところでもやはり緊急に何かあったときにはそういう体制が要るんだというふうなことも言われとったんですけど、今回はそれでも上司というたら、教育長はあれとしても、副市長とか総合政策部長とか、そのあたりにやっぱり徹底して相談もして、そこで仰ぐというようなことが本当にできなかった、雇用は教育委員会でやりなさいと逃げられたというふうに言われとんですけど、そこをもうちょっと勇気を出して、そこをしっかりと相談しながら対応をすべきだったと思うんですけど、どうしてできなかったんですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) やはり最初からかかわっとった副市長が途中でこの件からおりるということを言われまして。
- ○委員長(下山哲司君) ゆっくりでいいですよ。

- ○証人(藤井和彦君) そういうことを言われましたんで、自分で考えるしかないとそういう ふうに思いました。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(福木京子君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 全体質問の中で2点確認します。

今藤井さんの胸のうちを語られて、よくわかりました。要するに、5月21日に倉迫副市長が 北川から罵倒されて、それで立腹されて、自分としてはあとは任せるからとおっしゃったのが 大きな引き金になったんだろうと私も想像してます。その上で、さっきのこの資料にこだわる んですけど、あれだけ北川さんは組合でやってほしいと、組合でやることのうまみを彼は持っ ていると想定していた、だけども24日に中央公民館の2階で、この資料を見せずに口頭で一律 28万円で月給でどうだと言っただけで、北川さんがよっしゃそれでいこうと言うのかなあと、 ちょっと疑問があるんです、何かうまみを添えたのではないかと、これは見せなかったにして も。例えば、さっき、組合は自由でおやりくださいと、維持費や何かは賃金の中で賄えばいい ですからということは申し上げたと、それプラス28万円の月給っていうこの3点セット、4点 セットで北川議員はすんなりと受け入れたんでしょうか。そこをもう1度教えてください。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 最初に、安全面とか補償面で組合でいくよりも直接雇用でいくほうが保護者の安心感もあるというところで、ある程度は納得していただきました。ふんふんと言われてました。その後に、組合を独自につくってもらって、必要であればその事務所費の光熱水費や電話代などを負担してもらうこともできますという提案をして、納得してもらったということでございます。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) わかりました。北川さんもそろそろ矛を下げるべきかなと思ったのかもしれませんね。
- もう1つ、質問の最後のところの文書のつくり直しのことについて御質問しますが、藤井次 長御自身の指示とそうじゃないのとあったようですけども、この段階で任用通知書や承諾書な どの書きかえや破棄について虚偽公文書法第155条に対する違反また公文書毀損同第258条の違 反、こういう犯罪に至るということの認識はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そういう認識はありませんでした。実態に合わせて正しく直そうとい

うそういう思いだけでございました。 以上です。

- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 何点か、直接藤井さんの口からおっしゃっていただきたいんです。 まず、どうして断れなかったんですかというところのお話の中で、怖かったんだと、いろい ろなことも人質というかほかの事業を盾にとられるようなこともあって、業務的なところのこ の妨害とかも考えられるし、従っといたほうがいいんだというところが物すごく強調されるん ですけど、実際に具体的に働きかけがあったわけですよね、結局は。そこのどういう具体的な 働きかけがあったのかというところをかいつまんで御説明いただきたいんです。だから、その 断れなかった断れなかったっていうところだけの言葉が及んでしまったら、具体的なところが ぼけてしまうので、どういう具体的なことがあって、それが断れなかったのかというところの 御説明をいただきたいんです。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 個々の事業に対して具体的に妨害というのはなかったんですけど、教育委員会が抱えてる大事な3つの事業がまだ軌道に乗ってなかったので、軌道に乗せるためには、やっぱり総務文教委員会の委員長でありまして発言力も大きいので、これからも委員長の同意を得ながら進めていかないとこの事業は進んでいかないのではないかという思いで、そういう思いがあった。それから、日ごろからの恐怖心もあったということで、委員長の意向に沿うようにしたということでございます。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) それは何回か御説明いただいて重々わかっているんですが、臨時職員は組合でやってほしいということであったり、給料はこういうふうにしてやってくれえとか、そういう本件に至る具体的なその北川議員のほうからこうしてくれああしてくれっていうのがありますよね。それを御自身の口からこういうことを言われたんですということ、供述調書に書いてるので知ってますよ、わかってますよ。でも、そこを僕のほうがこれでいいですかっていうことではなくて、御自身の口からこういうことを言われたんですと、それについて断れなかったんですということを御説明いただきたいんです、この場で。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) まず、スクールバスの賃金につきましては、こちらから28万円を見直 そうという話をしていた中で、北川議員さんのこうであろうというふうな提案も受けて、予算

の中におさまるように話をしとったんで、車両とか距離の大きさから見ても、それは私のほう も妥当であるというふうに判断して、それでいこうというふうに決めたわけでございます。

それから、ほかに指示があったという、最初も申し上げましたけれども、5月分の賃金の支払いについては吉井観光時代にもらってない方がおられたので、通常より早く払ってほしいというふうな依頼はありました。

その他賃金について月額でいけえとか給食の臨時職員を絶対雇えとかというふうな強要的な ことはなかった、ありませんでした。

以上です。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 長くなりそうなので、これはこれで横に置かせといていただいて、 まあ後で整理して御質問させてもらいたいと思います。

ピンはねという言葉を供述調書の中で使われてるんですが、これはバックマージンを取るということを示唆するようなことを北川議員が言われた、こういうところからピンはねを取るんだなあというふうに思ったっていうことで、そういう理解でよろしいですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) ピンはねというと、何か悪い、悪意があるときに使う言葉かなという ふうには思いました。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、藤井さんがそういうふうに語られてますよね。だから、その語られてるピンはねっていうのは何を指す言葉なのかっていうのがよくわからないのでお尋ねをしてるんですけど、これはバックマージンを取るんだなあということの理解でいいわけですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そこの想像の範囲ですけれども、自分が吉井観光に資金援助したお金 を回収したいという意図があるのかもしれないというふうには思いました。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) いやいや、北川議員とのやりとりの中で具体的に半分取ることになるけどもしょうがねえかなあとか、事務所費として金を取らにゃいけんなあとかというようなそのやりとりが供述調書の中に入ってるんですが、そういうことをお聞きになられて、ああ、

これはお金を取るんだなあということを感づいたというか気づいたという理解でいいんですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 8万円のうち4万円を負担金としてもらおうという話をされたので、本当に耳を塞ぎたくなったんですけれども、それは組合の取り決めの中でお願いしますとしか言えませんでした。それをどういうふうに、自分としてお金を取るのか、個人的にお金を取るのか、そういう確認はとれませんでした。組合の中で、取り決めの中でお願いしますとしか言えませんでした。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 杉本には4万円くらい渡しておけばえかろう、あと半分は組合費として取ろうと思うということを供述されてるんですが、このやりとりは北川議員との話の中で出たことは覚えていただいてますか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 北川議員がその臨時運転手を紹介されてきたときの電話の内容だった と思います。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 覚えてるか覚えてないかだけ答えていただいたら助かります。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。覚えてます。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 県警の供述の最後に、自分が犯罪者になる怖さや北川からの復讐が怖くてうその話をしたと言われてますよね。その後、ちゃんとしゃべるべきことはお話ししなければいけないということでお話をされてるんですけども、今も北川議員から何かされるのではないかということで恐怖をお感じになられてますか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 恐怖がないと言えばうそになります。明らかに持っております。
- ○委員(佐々木雄司君) 私のほうは結構です。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 全体の質問からは外れるんですけれども、こういう話が耳に入りまし

た。まず、藤井さんは11月30日に逮捕されて、12月21日に釈放されたということでよろしいで しょうか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 逮捕は11月30で、忘れてしまいました、20日か21日です。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 逮捕される前に、ですから2019年11月ごろに北川さんと藤井さんとその他何人かで飲食をともにしたという記憶はございませんか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) いや、ないと思います。それはないと思います。直前ですよね。ない と思います。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 直前か11月の頭ぐらいかそこは定かではないのですが、その参加された、藤井さんと北川さん以外に参加された人が証言されてるんですけれども、熊山のあるお店で飲食をして、その後桜が丘の居酒屋に移動して、その複数の人たちと飲み食いをされたと、その際のお支払いは北川議員がされたという話をしてる方がいるんです。それで、その中に藤井さんがいらっしゃるんです。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 多分その方の記憶違いだと思います。もう警察のほうから接触するなとずっと言われとったんで、そんなことはありません、私がそこの場面にいることはありません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 接触するなと言われたのはいつから言われてたんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 多分去年の8月か9月ごろにはもう言われとったと思います。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) じゃあ、去年の8月、9月から11月30日までの間、北川議員さんとアフターファイブで接触することは一切なかったと理解したらいいですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。

- ○証人(藤井和彦君) 一切ありません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) じゃあ、釈放されて以降はどうですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) それも一切ございません。
- ○委員(原田素代君) わかりました。ありがとうございました。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) ここで、お諮りしたいんですが、まだ質問として長くなるようでしたら1時まで休憩としますが、少々でしたら続けてやりたいと思いますが、どうしましょうか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 先ほど長くなりそうだからということで横に置いときますという質問をもう一度させていただきたいんですが。
- ○委員長(下山哲司君) 長くなりますか。なるようでしたら1時まで休憩としたいと思いますが。

よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) それでは、ここで、区切りがいいので、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩 午後1時0分 再開

- ○委員長(下山哲司君) 会議を再開します。 委員さんからの質問を続けます。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 引き続きよろしくお願いします。

午前中の質問に続きまして、途中できなかったことをお尋ねしたいと思います。

内容は北川議員のその働きかけというか関与ですね、これについてお尋ねをしようと思って ますので、記憶をたどっていただきながら答弁、お答えいただけるようにお願いをしたいと思 ってます。事細かく先ほど藤井さんの口からこういうことを言われましたということを御説明 いただこうかと思ったんですけど、詳細に覚えていらっしゃらないようなところもあると思いますので、こちらのほうで検察庁のほうからいただきました供述調書を読み上げますので、その内容でよろしいかどうかの確認をとらせてください。ですので、イエス、ノーで答えていただいたら結構です。

では、参ります。

まず、北川議員から運転手が賃金未払いだからお金を払えるようにしたい、5月1日まで契約をさかのぼって吉井観光が組合と契約したようにして、給料を支払えるようにしてやってほしいというそういう要望がありましたか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) はい、ありました。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて、参ります。

吉井観光と契約解除した後の運行をどうするか検討した際のことです。北川議員から市の方針を聞かれ、スクールバスの方針について藤井さんがそのお答えをされました。その中で、北川議員が吉井地域はできるような業者がおらんと思う、昔吉井町時代は組合で運行しとった実績がある、組合という方向もある、組合でいくんなら今ある吉井観光の運転手に声をかけてやると、吉井観光の運転手が組合をつくり、市が組合に委託するという方針を提案したというふうにお答えいただいてるんですが、このとおりで間違いないですか。

- ○証人(藤井和彦君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そのように記憶しております。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて、参ります。

それに関係してなんですが、北川議員は許可なんか要らんはずじゃあ、吉井町のときに実績があるんじゃからできると言って、組合の契約を進めているような感じを受けたということですが、これで間違いないですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) はい、間違いありません。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて、参ります。

北川議員の事務所に行ったときのお話です。副市長、おめえが言うからわしは金を出したんじゃねえか、どうしてくれるんならなどとまた自分が吉井観光に出したお金の話を持ち出し、組合でやりゃあええんじゃ、組合にすれば事務所を使わせてもええ、光熱水費や電話代はもらわんといけんけどなどと、市の決定を受け入れず、組合以外は認めないという感じで、さらに委員長、北川議員の事務所を組合の事務所として使用させ、その事務所費などの名目でお金を

取ろうとしているのではないかと思える発言をしてきたんですが、具体的にはこれはどういう 発言だったんでしょうか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 供述調書に書いてあるとおりと記憶しておきますけど。
- ○委員(佐々木雄司君) ありがとうございます。

次行きます。

事務員さんのお話です。北川議員は事務員はどんなんなあなどと言ってきたということなんですが、これで間違いないですか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 間違いありません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 吉井観光の事務員さんを事務員として雇うことを提案してきたということでいいんですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 吉井観光にその事務員がおったろうがということで、そういう事務員 がおったろうがというふうな話をされました。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その後、北川議員から吉井観光時代に賃金未払いだったことなどを理由に運転手らの賃金を早目に払ってやってほしいという依頼があり、通常は毎月15日払いのところ、平成30年6月11日には6人の5月分の賃金を支出する手続をしたとのことなんですが、これは北川議員からの依頼に基づいて行ったということでよろしいんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そのとおりでございます。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その後のことですが、6月11日の午前中のことです。北川議員から 電話がかかり、どなたのことかわかりませんけども、28万円に決まっているものを20万円に調 整したんだと、支払いの処理をとめることっていうのは間に合うかということの連絡が来たと いうことなんですが、こういう連絡はありましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) ありました。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて、参ります。

これは、臨時職員さんに関してのお話、くだりだと思うんですが、北川議員からどこどこというところに何々さんといわれるのがおる、給食予備で話をしとるけえ当たってみてくれと言われましたと供述されてるんですが、こういうやりとりがありましたか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) ありました。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) そのときに藤井さんは驚いて、給食の予備員ですかということで聞き返したと。その聞き返した、その驚いた理由としては、北川議員と予備要員の話をしたけども、それはスクールバスの運転手の話であって、給食配送の予備の任用という話ではないというふうに認識をしてたと。にもかかわらず給食予備というふうに言われて驚いたということですが、これで間違いないですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 間違いありません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その驚きに際しまして、北川議員に対して何で給食限定の予備員なのかということでお尋ねになられた、これも間違いないですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 給食限定ということに疑問を持ちましたので、もう1回給食ですかと 言い返したと思います。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) そうしましたら、北川議員が給食予備でも雇えようがと、具体的な理由は言わずに藤井さんの反論は許さない決定事項のように言われて、断る余地がありませんでしたと、北川議員も給食予備でもという言葉はスクールバスじゃないけど雇えという思いであろうということを言葉から読み取ったということなんですが、これでいいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そのとおりでございます。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて、行きます。

空白になってるので誰かわからないんですが、誰かしらから減らした8万円、これを臨時職員に回してくれと言われたということなんですが、具体的にこういう発言はありましたか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) ありました。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その後にこの北川議員は誰かさんには4万円ぐらい渡しとけばよかろう、あと半分は組合費として取ろうと思うと言ったとのことなんですが、このやりとりに記憶はありますか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) はい、そのとおり記憶しております。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて、行きます。

ここのところで藤井さんは予備要員に月額8万円という金額を支払うように指示され、そのような高額な賃金は通常あり得ないと思い、北川議員の中でも4万円ぐらいが賃金だと計算しているのに8万円を支払えということは、余分な支出を命令してきてることに間違いありませんでしたというふうに供述されてるんですが、こういう認識でよろしいですか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 予備要員として8万円から4万円を取るというのは私自身も受け入れがたいものがありましたけど、これは任用は受け入れるしかなかったので、あと理由づけを考えるしかないというふうに悩みました。

以上です。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) もう1回確認します。

4万円ぐらいが妥当なところだというところを8万円払えということは、4万円分余分な支 出を命令しているというふうに感じたというふうに供述されてるんですが、そう感じられたと いうことで間違いないですか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そのとおり感じました。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて、参ります。

このときのその心情をこのように警察のほうではお答えいただいてるんです。もともと雇うこと自体を想定していなかった給食予備なのに賃金として月8万円払うこと、8万円のうちの半分は組合費として北川議員が取ることなどを言われ、組合の取り決めで給料の半分を組合費として取るわけがない、これはさすがに北川議員が自分の懐に入れてしまうだろうと思い、このような話を私に言ってくるなと耳を塞ぎたくなる思いで非常に困りましたということなんですが、このとおりで、この心情といいますかそういうようなお気持ちだったんですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そのとおりの心情でございます。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) でもやるしか選択肢はなかったんですね。
- ○証人(藤井和彦君) はい、そうです、断り切れずにおりました。
- ○委員(佐々木雄司君) 最後にお尋ねをするんですが、今現在のお気持ちというところをお尋ねをしたいと思うんですけども、スクールバスの運転手に手を引かせたり教育委員会の別の事業をどうにかされてしまうかもしれないという心配をして、断れずにやったことですと、北川議員が恐ろしかったとはいえ、自分がやったことは北川議員の利益を優先し、赤磐市にとっては損害であるので、決してやってはいけないことで、市や市民に背を向けた行為だということで反省されてるということでお聞きしておいていいですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) そのとおり反省しております。
- ○委員(佐々木雄司君) 以上です。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今の佐々木委員の質問に幾らかかぶるのですが、確認をしたいのです。

予備要員の雇用ですが、14番の質問に対してきょう藤井さんは予備要員の雇用を必要性は低いと認識していた、スクールバスの代用にすればいいかなと思ったってお答えがあるんです。ですけど、供述調書のほうにはこういうふうにおっしゃってますね。予備要員の必要性を感じていると藤井さんはおっしゃったけど、あくまでスクールバスの運転手のつもりだったし、北川議員も給食配送車の運転手とは思っていなかったはずだって供述調書にあるんですけど、これはちょっとそごがあるんですが、どちらが正しいんでしょうか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 私の内面といたしまして、今後運転手、高齢でありましたので、どういう状態になるかわからない、不安感があって、そういう主張はしたんですけれども、警察が押収した客観的書類にはその臨時の運転手のところにスクールバスのことも記載されておりませんでした。そういうことで、私の主張は退けられまして、取調官の作成した調書の内容を受け入れたというところが正直なところでございます。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ただ、ここでは北川議員も給食配送車の運転手とは思っていなかった はずだという御発言が供述調書にあるんですけど、ここはどうなんですか、内心と一致します か。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) ここも、取り調べの中で北川議員さんは吉井観光の業務に精通しとるはずだから、そんなことはよく知っとるだろうというふうに取調官に言われまして、そのあたりも私としてはその内容を受け入れたものでございます。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、供述調書のこの2点、あくまでスクールバスの運転手の つもりだったということと、北川さん自身も給食の配送車だとは思ってなかったはずだという この2点は、御本人の内心とは違う供述になったと理解していいんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 内心思ってたことは違います。ですが、ちゃんと書類にもなっておりませんし、部下にも指示しておりませんので、それは反論する余地はありませんでした。
- ○委員(原田素代君) はい、じゃあ最後に1つ。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) これもさっき佐々木さんの発言にもかぶるんですけれど、働かせることのない予備要員を雇用し、8万円を払い続けたことは当然北川議員も不正とわかっていたはずで、北川議員から不正な指示を受けてやったことに間違いがありませんと供述調書にありますけれど、これは北川さんの了解済みの不正行為だというふうに認識していたと理解していいんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 北川議員さんのその気持ちというのはよくわかりません。当時どう思われとったかというとこまではわかっておりません。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 供述調書の13ページに、もう1回言いますけど、藤井さん御自身の調書の発言で、働かせることのない予備要員を雇用し、8万円を払い続けたことは当然北川議員も不正とわかっていたはずで、北川議員から不正な指示を受けてやったことに間違いありませんと書いてあるんです。ですから、北川議員も要するに違法行為をしている認識はあったはずだというふうに書いてあるんです。どうでしょうか。これも供述調書と幾らか違いがありますか。
- ○証人(藤井和彦君) 済みません。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 補佐人に助言をいただきたいと思います。
- ○委員長(下山哲司君) 聞き方が悪いんだと思う。藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 北川議員から直接そういうことを聞いたわけでは、意思の確認をした わけではありませんけども、私のほうで推測したことをそう申し上げて、それが調書になった ということでございます。
- ○委員(原田素代君) 以上です。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 他にございませんか。 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 去年臨時職員からの給与の返還請求がありましたよね。その年、平成 31年4月10日前後ぐらいに原田委員と市との対応記録を北川議員に渡されましたか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 渡しました。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) これはなぜ渡されたのか、それとも北川議員からそういうのを渡せという指示があったのか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) これは、当時安本課長にどういうことを言われてきょんならというふ うなことを、安本課長が困ってて、私も自分のメモとして持っとったんですけれども、また言 わんかったら言わんかったで北川議員から怒られるかもしれないと思いまして、これを渡しと

きゃええがということで渡したと思います。 以上です。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 何度も繰り返しますけど、それぐらいやっぱし北川議員に恐怖心を持ってたというふうに思っていいですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) やっぱり言わなかったら言わなかったで何で言わなかったと後でお叱りを受けると思いましたので、そのように対応しました。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(永徳省二君) はい、結構です。
- ○委員長(下山哲司君) 皆さん終わりましたか。

それでは、委員長のほうからお聞きしたいことがありますので。

まず、総務委員会に私もおりまして、6月の総務委員会でお聞きしたと思うんですが、教育 長にはそれ以後6月、9月、12月と私は一般質問をしたんですが、教育長も私は全くかかわっ てなかった、知らなかった、事後報告だったと一点張りだったんですが、3議会とも。それで 正しいですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○証人(藤井和彦君) 教育長に対しましては、スクールバスの吉井観光の経営状況が悪くなって、その対応について市長部局とこういうふうな対応をしょうると、それから直接雇用か組合でいくかというところも検討しょうるという話もしょうりましたし、あと北川さんの事務所に行って、説得できなかった、後から帰ってきて副市長からこの件からおりると言われたことも教育長には報告しましたし、随時報告してました。ただ、その賃金のところのあたりは、個々に幾らに決めたというところは報告しておりませんでした。
- ○委員長(下山哲司君) 金銭のあれは権限は教育長にはないんで、それはそれでいいとするんですが、全体の考え方として、教育委員会の事業の進め方に対しては教育長が意見を申し上げるのが本来の姿だと思うんですが、そういう形が議会のほうには全く見えてこなかったんで、その半年間ぐらいのことが、10カ月ほどですかね、全く教育長が何も発言せられん、聞かれなんだら、しても答えられないというような形がずっとあったんですが、それは北川議員の圧力に屈してだったんですか、それとも次長が相談しなかったんですか、どちらですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○証人(藤井和彦君) まず、吉井観光の当時経営状況が悪くなったとき、委員会で報告しよ

うかどうかというふうに思ったんですけれども、そのときは吉井観光がまだ倒産するかどうかもわからなくて、また委員会の場で公になるとまた経営状態がさらに悪化するとか強硬な債権の取り立てもあるかもしれないということで、風評被害があるかもしれないということで、発言のほうは控えておこうと総合政策部と話はしとったんで、タイミングをはかっていきょうたんですけど、途中でこの案件について、済みません、申しわけなかったです、報告することが頭に抜けてしもうとったというか、そういう状況でした。

○委員長(下山哲司君) その件はそれで結構です。

それでは、私たち議員も、こういう状況になったということは議員にも責任があると思ってます。あなたの検察庁の報告書をずうっと全部読ませていただきました、端から端まで。最後の12月14日、12月15日とこういうことで、あなたの本当の気持ちを述べられたのが署名されておりまして、私もそれはきちっと頭に入れておりますが、私たち議員も執行部と同時に今後こういうことのないように努力する義務があります。これからも私たちもそういうことにおいて執行部と手を合わせてやっていきたいと、委員長をさせていただいておりまして思っております。今後も協力をいただかにゃあいけんことがあると思います。

それから、最後に1つお願いなんですが、検察庁のほうから報告書をいただいております。 この報告書が、皆さんがお聞きになったのが全てじゃないんで、その残りをお聞きするとすれ ばまた何時間もかかるんで、そうじゃなしに、署名をせられとんで、これがこの委員会の資料 として使わせていただいてもいいか悪いか、その御返答をいただきたいと思います。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長、調書について、どういう、もう1回、済みません。
- ○委員長(下山哲司君) これで全てじゃないんですけど、これにあなたの日にち日にちで署名があって、毎日調書をとられた日に署名をして間違いありませんと書いてあるもので、この中に今佐々木委員が一部を御質問されましたが、あの内容についてここに書いてあることに相違ないということでこちらが受け取りをさせていただいてもいいですかということです。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○証人(藤井和彦君) その供述調書に虚偽というのはありませんので、そう理解していただければよろしいです。
- ○委員長(下山哲司君) 委員会等の資料として扱わせていただいていいですか。というのは、どういうことかといいますと、通常ではここにおる議員さんにしかこれをお渡ししてません。ですが、ほかの議員もこの内容について見たいという申し入れが多々あります。その中で、藤井さんが署名せられとるもんですから、藤井さんがほかの議員さんにも見てもらってもいいということになればそういうことにしたいと思うんで、その辺の。
- ○委員(佐々木雄司君) 違う違う。暫時休憩していただいて。
- ○委員長(下山哲司君) ちょっと暫時休憩します。

午後1時24分 休憩午後1時28分 再開

○委員長(下山哲司君) 再開します。

済みません、私の説明のしようがちょっと悪かったんだと思うんですが、今資料としていた だいておるものが皆さんがしゃべられた以外のものも供述の調書として載っているので、それ を委員会の資料として使わせていただくことに御同意いただけますか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○証人(藤井和彦君) よくわからないんですけど、私の判断でそうなるのか、検察庁に聞いてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。
- ○委員長(下山哲司君) 暫時休憩します。

午後 1 時29分 休憩 午後 1 時34分 再開

○委員長(下山哲司君) それでは、再開します。

ただいま大変失礼なことを申し上げたかもしれませんが、この資料についてつけ加えることがあるか、それともこのままで、これが供述内容が事実と確認してこちらが受け取りをさせていただいてもいいかということで御理解いただけますか。

藤井君。

- ○証人(藤井和彦君) 供述調書の内容は断定的な表現になっておりまして、実際検察庁の中で発言した内面の思いというのはそこに出ておりませんけれども、供述調書の内容については 異議ありません。そういう内面で思ったことが出てないということも御理解はいただきたいと 思います。
- ○委員長(下山哲司君) 私も最初からずうっと全部読ませていただいたんですが、最後にはまちのことも考え、反省の弁もあり、いろいろな面があるんで、そういうことも考慮してこれからやっていきたいというふうに思ってますので、これをそういうふうな方向で使わせていただくということでよろしくお願いしたいと思います。
- ○証人(藤井和彦君) よろしくお願いします。
- ○委員長(下山哲司君) 他にございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(下山哲司君) それでは、以上で藤井和彦君に対する尋問は一応終了しました。 藤井和彦証人には、長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございま す。ありがとうございました。
- ○証人(藤井和彦君) どうもありがとうございました。

〔証人 藤井和彦君 退場〕

○委員長(下山哲司君) ここで、15時まで休憩といたします。

午後1時35分 休憩午後3時0分 再開

○委員長(下山哲司君) 会議を再開します。

次に、北川勝義証人の入室を求めます。

〔証人 北川勝義君 入場〕

○委員長(下山哲司君) 北川証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいまして ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出願います。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立願います。 宣誓書の朗読を願います。

- ○証人(北川勝義君) 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年5月21日。北川勝義。
- ○委員長(下山哲司君) ありがとうございました。御着席をお願いします。

それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題 について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動 のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意 されるよう要望いたします。

これより北川勝義証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この 内容に間違いございませんか。

- ○証人(北川勝義君) 間違いありません。
- ○委員長(下山哲司君) 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から 御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長お願いいたします。

○副委員長(岡崎達義君) 本日は証人にはお忙しい中御出席くださいまして、ありがとうご ざいます。

これから質問させていただきます。

まず第1に、令和元年11月11日付聞き取り報告書から質問させていただきます。

予備要員も直接ではないが議員を通じて金を貸していたという部分から。

1番、議員と予備要員はどういった関係にありますか。

- ○委員長(下山哲司君) 北川勝義君。
- ○証人(北川勝義君) 友人です。10年間ほどは、15年ほどはブランクがありましたが、前後はつき合っております。
- ○副委員長(岡崎達義君) 2番目、知り合ったのはいつですか。
- ○証人(北川勝義君) 昭和54年ごろです。それで、先ほど申し上げました10年間おって、六十何年かな、ブランクがありますけど、また近につき合いを。
- ○副委員長(岡崎達義君) 3番目、予備要員は議員を通じて幾らくらい吉井観光に貸し付けていたのですか。
- ○証人(北川勝義君) たしか最初が200万円で後が300万円、計500万円です。
- ○副委員長(岡崎達義君) 次に、山陽地域、熊山地域は代替業者が引き継ぐ方向で調整が進んでいるということだったがという部分についてお尋ねいたします。

4番目、山陽地域と熊山地域が吉井観光から代替業者に引き継がれるというのは、いつの時 点で誰から聞きましたか。

○証人(北川勝義君) 詳しくは記憶の中にないんですけど、5月10日から12日ごろぐらいに

藤井次長、作間部長から聞かせていただきました。

○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、吉井地域は組合をつくってと藤井次長、安本課長から依頼があったという部分についてお尋ねいたします。

5番目、藤井次長、安本課長から話があったのはいつでしたか。

- ○証人(北川勝義君) これも5月の上旬で、連休明けで5月8日、9日ぐらいだったと思います。
- ○副委員長(岡崎達義君) 6番目、その際どういった話がありましたか。
- ○証人(北川勝義君) スクールバスや吉井だけじゃなく熊山、山陽、吉井の市民バス等がと まったら大変なことになる、何とかできないかというようなお話がありました。
- ○副委員長(岡崎達義君) 7番目、組合をつくってというのは藤井次長からの提案だったのですか、それとも議員からの提案だったのですか。
- ○証人(北川勝義君) 先ほど申し上げました5月の、スクールバスがとまったら困るということで、学校のほうの先生も今行っとる運転手さんに行っていただきたいというような話が、運転手さんも不安がったりいろいろありました、学校のほうも。そこで、そういう話があったとき、したときに、運転手さんのほうが前に吉井では組合で実施しとった話があったので、個人ではなく、組合の話で進めていただきたいというお話がありました。それを、あった話を藤井次長のほうへ、安本課長とおられた、どちらかは、安本課長はわかりませんけど、藤井次長がおられたときに伝えております。
- ○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、給料については提案したという部分についてお尋ね いたします。

8番目、議員と運転手たちが話をしたのはいつですか。

- ○証人(北川勝義君) 私は吉井観光の給料も本人が何ぼもらっとったかというのも知りません。その中で、お話ができたのが松村さん、坂本さんというのが主流になっておりましたので、お話をさせていただいた中で、それはたしか5月7日から5月10日の間です、その中でお話をしました。
- ○副委員長(岡崎達義君) 9番目、今のままの金額では引き受けられないと言い出したのは どなたでしたか。
- ○証人(北川勝義君) 松村さんと坂本さんです。
- ○副委員長(岡崎達義君) 10番目、今のままの金額では引き受けられないと言い出した方は どれぐらいの金額が必要と言っていましたか。
- ○証人(北川勝義君) 今行っておる金額では、吉井観光のほうは金額は言いませんでした が、納得できないと、時間に合わせてやってくれえとか、休みとかのいろいろのことでお話は ありました。金額については聞いておりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 11番目、提案したとありますが、議員は誰に提案したのですか。

○証人(北川勝義君) 藤井次長と安本課長のほうへお話をしたと思います。これは、先ほど申し上げて途中だったんですけど、吉井観光の場合ですけど前は夏の1カ月が休みになって、その間は運転手が仕事ができないということで、そういうことにされたんじゃあ行けれんと、それからまた大型バスの吉井中学校のバスを運転されとる方が朝早くそれから夜が遅く、それとバスが大型であるし、それから昼の間に給食へ行くんで、そのことも考えてもらわにゃいけんというお話があって、そのようなことは運転手から聞いた話を伝えました。

○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、5月11日、12日にも電話があったという部分についてお尋ねいたします。

12番目、藤井次長から5月11日、12日にどういった内容の問い合わせがありましたか。具体的に教えてください。

○証人(北川勝義君) はっきり覚えてないとこも有るんですけど、市より組合の件で進んでくれというようなお話が倉迫副市長、藤井次長のほうからありました。それで、藤井次長は組合で対応してくれと、それから作間さんも言われたんじゃ、山陽は皿井タクシー、熊山は熊山タクシーでいくというようなお話がありました。

- ○副委員長(岡崎達義君) 以上ですか。
- ○証人(北川勝義君) はい、そうです。
- ○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、運転手に組合で行うことも依頼しているという部分 についてお尋ねいたします。

13番、運転手たちに組合で行うことを依頼したのはどなたでしたか。

- ○証人(北川勝義君) 教育委員会の藤井次長より聞いた話を、スクールバスが動かんようになると大変になるんで、それから運転手さんのほうも学校の先生から聞いとったという話があったりするんで、そのことを、組合でいってくれないかというのを伝えました。
- ○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、それから……。
- ○証人(北川勝義君) それから、その話を伝えたのも5月12日、たしかこれも警察のほうで調べておりますが、5月12日に組合での対応とのことは聞いたことを松村さん、坂本さんに伝えております。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。

それから後は個々に話をして給料等が決められたという部分についてお尋ねいたします。

14番目、運転手たちの給料に関しては誰と誰が個々に話をして決まったのですか。

- ○証人(北川勝義君) 運転手と教育委員会と話したと思います。それから、松村さん、坂本 さんのは直接会って話をしておりますが、運転手が個人的に明示した、先ほどのに戻りますけ ど、組合のほうがええんじゃという話で、組合の中で調整できるからというようなお話はあり ました。その中の具体的なのは聞いておりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) この個々の話し合いに議員は関与していましたか。

○証人(北川勝義君) はい。5月14日に組合で運行してほしいということはもう決定ということだったので、運行してほしいとの話だったので、それから5月12日に松村、坂本さんにも話しました。それで、あとの運転手の方、他の人は、松村さんがお話をしたと思います。井上さんについては私も同席しておりましたが、あとの藤本さんについては大分日にちがたって電話をしてくれえということで、私が電話をしたら行けるだけ行かあという話で、皆さんがまたその後に集まってお話を、松村さんが一応組合長という感じじゃったんでしとります。

○副委員長(岡崎達義君) 吉井運転組合会則をもらったという部分なんですが、16番目、吉 井運転組合会則は運転手たちが作成したものではなく、教育委員会が作成したものですね。

○証人(北川勝義君) そうです。私は、組合でいくということは決まってあったので、早く 会則もなけりやあ困ると運転手さんらも言われたので、そのときもう会長が松村さんと決まっ とったので、そのことを伝えて、書類をいただきました。教育委員会の安本課長からいただき ました。

〇副委員長(岡崎達義君) 17番目、組合の会則を教育委員会が作成したのは誰の指示でしたか。

○証人(北川勝義君) それは、運転手より組合でやる、何にしても会則が必要だからとの話があって、それを私は先ほど申しました松村さんとか坂本さんから聞いた中で、教育委員会のほうへ伝えました。

○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、予備要員の要望はあったという部分ですが、18番目、予備要員が要るという話は運転手たちのうちどなたから出ましたか。名前を教えてください。

○証人(北川勝義君) 松村さん、坂本さん、井上さんからです。特に松村さんからありました。

○副委員長(岡崎達義君) 19番目、予備要員の希望は議員が運転手たちから直接聞いたので しょうか。議員自身が聞いたのではないのであれば、聞いた職員の名前を教えてください。

○証人(北川勝義君) 今言いました松村さん、坂本さん、特に松村さんのほうから、お母さんも病院へ入院しとんで行けないのでということで、要るということで運転手から、2人からは聞きました。

それから、藤井教育次長、安本課長のほうからも探してくれというようなお話を聞きました。

○副委員長(岡崎達義君) 20番目、予備要員の希望というのは具体的にどういった内容の希望だったのでしょうか。

○証人(北川勝義君) これは、これも藤井次長、安本課長、藤井次長と思いますけど、聞いたのは、待機時間が2時間、月に一、二回程度、無理なときは断ればよいというようなことを聞きました。

○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、そこで予備要員を紹介したという部分についてお尋ねいたします。

21番目、議員が藤井次長から予備要員が必要だという話を聞いたのは5月24日でしたね。

- ○証人(北川勝義君) 一応私が日記帳とかにつけとんのは5月24日で、そのことは詳しい日にちは私がはっきり覚えておりませんけど、5月24日だったと思います。
- 〇副委員長(岡崎達義君) 22番目、この話を受けて杉本さんに予備要員の話を提案したのは 議員ですね。
- ○証人(北川勝義君) これは説明すると、そうですけど、これは5月25日ごろぐらいから末に、坂本さん、松村さん、シノダさん、杉本さん、私と5人で会って、こういう時間でこの条件で先ほど申しました待機時間とかというので誰か行く人がいないかというようなお話はしました。その中で、シノダさんが行ってもいいと言っておったんですけど、自分はリウマチがあるから迷惑をかけたら困るからということで、そしたら杉本さんのほうもわしも大型免許を持ってねえから行けれんという話があったら、松村さんのほうが大型免許はのうても普通車でいけるんでという話になったりして、杉本さんももう60、70近うなりょんのに、免許証を返還せにやおえんのにという話があって、それでそういったときに先ほど申し上げました待機時間とか月に1回とか2回、それから市のほうへ臨時でアルバイトへ行っとるというのがあったから、行けるときには行けばええ、断りやええんじゃないかという話をしたことで、そういう話じゃったら行く行かんじゃなくて話を聞いてみようかというお話があって、私のほうが杉本さんは、シノダさん、こういうときは杉本さんはこうですよというのを教育委員会のたしか藤井次長だと思います、電話しております。
- ○副委員長(岡崎達義君) 23番、杉本さんに予備要員になるよう提案したのはいつごろでしたか。
- ○証人(北川勝義君) 先ほど申し上げました5月25日から末のときだと思います。何日もではありません、1回だけです、先ほど申し上げたシノダさん、坂本さん、松村さんがおったときです。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。 24番目、藤井次長らに杉本さんを予備要員として提案したのはいつでしたか。
- ○証人(北川勝義君) これも先ほど申しましたけど、5月25日から末の間に私が電話で話 を、杉本さんが話を聞くだけ聞いてみようかと言うたので、それを伝えました。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。

続きまして、教育委員会へ紹介したときとはといった部分についてお尋ねいたします。

25番、議員が杉本さんに予備要員の話をするときに賃金について何か説明をしましたか。

○証人(北川勝義君) 教育委員会の藤井次長から聞いた話で、月額で七、八万円程度だという聞いた話を、七、八万円程度だというのを言いました。

- ○副委員長(岡崎達義君) 26番目、杉本さんには予備要員の給料は月額七、八万円だと言いましたか。これは、先ほどの答えで、そのとおりでいいんですね。
- ○証人(北川勝義君) 教育委員会で聞いた話をいたしました。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。

続きまして、金銭を受け取ったことはない、組合が組合費として受け取っているという部分 についてお尋ねいたします。

27番目、組合の話は最終的にどうなりましたか。

- ○証人(北川勝義君) 私が知った話では、5月24日までは組合でいくということでやっておりました。しかしながら、たしか中央公民館の2階だったと思います、ロビーのとこで、直接雇用すると教育委員会の藤井さんから話がありました。それを松村さんと坂本さん等に話し、言ったんですけど、やっぱり我々は会費を取って、いろいろ賃金も経費も要るんで、組合で運営することになりました。
- ○副委員長(岡崎達義君) 最後の28番目、議員は臨時職員らから金銭を受け取ったことはないと聞いておいていいですね。
- ○証人(北川勝義君) 個人的には金銭は受け取っておりません。しかしながら、トイレの水洗、洋式化、下水ですね、それから事務所の床、休憩所、屋根それから一部ごみの片づけ等、私が立てかえた経費分は受け取りました。それでまた、組合というみんなで事務所の維持や飲食に伴う金は預かりました。予備員の杉本さんからも、市に返還するのでみんなで使よった金を、19万円を支払ってほしい、北川君に迷惑をかけたくないとの話でした。私は松村組合長に電話で話し、私が預かって保管しておった19万円を31年3月13日の3時20分に支払いました。そのときに、ちょうどほかのこともありまして、吉井観光分の500万円それから利息41万円、計541万円、組合分の負担の19万円、計560万円を杉本さんに支払いました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) ありがとうございました。 以上で質問を終わらせていただきます。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長の事前の質問が終わりました。 これから委員さんから質問を行います。 原田委員。
- ○委員(原田素代君) きょうはお世話になります。 順番が本当はあるんですけど、予想外だったので一番最後のところですね。
- ○証人(北川勝義君) ちょっと待ってください。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○証人(北川勝義君) 済みません。
- ○委員(原田素代君) よろしいですか。

- ○証人(北川勝義君) はい。
- ○委員(原田素代君) 27番、組合の話は結局組合で市と契約をされることになったというふ うに今聞いたんですけど、それでよろしいんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) いえ、違います。 5月23日までは組合でやるということで、名簿にも組合長は松村義和さんということで、経費も取るということで、かけた立てかえ金も処理するということで皆しとりました。その中に、24日に藤井次長のほうが組合でなく直接雇用するんだというて言われたので、市のほうではそういう、皆さんどなたに聞いていただいても結構ですけど、組合のほうはなかったと言うけど、組合のほうでそういうのがあったのは事実で、文書も残しておりますし、その話をしとります。しかし、実際には組合は24日には市として、市ですよ、赤磐市としては組合でなく直接雇用で、しかし我々のほうは、我々というたら僕…ですけど、皆さんが組合として一緒に管理せなんだら、みんなで飲食したりするので、それから立てかえ金のこともあるんで、してほしいということで、これは松村さんから言われて、ぴちっとそれもしております。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ということは、雇用契約は直接の臨時雇用ですけれども、そのドライ バーさんと事務員さんと予備要員の杉本さんも入れて、組合はあったと理解したらいいんです か。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私も隠すこともありません、警察にも調べていただきまして、10月の議長、副議長の取り調べのときにはわからないのもあった、忘れとるというのもあります。その中で、皆打ち合わせをしたりどうなっとるというのは、皆めくったり書類を調べて、私のほうから書類もわかる範囲のことは警察のほうへ提出したり見ていただいて、いろいろやりました。その中で、警察も言われるんで、組合がないと言ようると言って、私はそのことは市のほうへも抗議しました、最初は組合であったんじゃないかと、途中からなくなったんで、それはあなたらのことでおかしいんじゃねえかというて、雇用はいいんですけどという話をしました。その中で、我々は、松村さん、坂本さんそれから川原さんもおって、杉本さん、一応組合でいこうということでやらせていただいた。ほかの人も組合でいくというのを、井上さんも藤本さんも納得しております、山田さんも。ただ、藤本さん、山田さん、井上さんは近くじゃし、事務所もほとんど寄らんし、飲み食いするときは自分で出すから、要るときに出すから、そのお金は出さないということでなってます。
- ○委員(原田素代君) はい。

- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 実は、御存じだと思いますけど、ドライバーさんと事務員さん、都合 6人の方に証人喚問で御協力をいただいたんです。今、松村さんが組合長だというのを初めて 聞いたんですけども、松村さん御自身組合ではないとおっしゃってますし、ほかの事務員さん も含めてドライバーさんも組合ではないですよとおっしゃってました。それから、飲み食いは 数百円なり千円なりを川原さんが集めて、必要な物資を補充していたと、組合費というよりも 会場費、その事務所代としてお支払いされたのは、ドライバーのうち2人の方はお支払いされてないけど、3人がお支払いをされていた、事務員さんもお支払いされていたというふうにおっしゃってます。ただ、皆さん組合費という認識は全くないということなんですが、この一連 のことについてはどうなんでしょうか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 今言われようるのはどういうことで言われよんかわかりませんが、組合、事務所の使用、トイレの水洗、屋根、これも御存じの方はわかります、NOAオートという方が死なれまして、片づけが一切できてなかって、そこがごみだらけで、これはあさひ法律事務所の先生も知っとる、弁護士をしとる原田先生も知っとられる、見に来られて、むちゃくちゃになっとって、そこを貸してくれえということで、僕も詳しく覚えとるわけじゃねえけど、その日にちが連休が明けてからたった1週間か10日ぐらいでだだだだっとなってしたんです。

それで、運転手がトイレは、私はもう出ていってトイレも使う気持ちもないし、自分の事務所も持っとりますし、ただそこは車庫がわりぐらいしか使う気持ちはないんで、ただそこを言われたのが水洗便所にしてくれえと、それからぽっちゃんで座ってするんじゃったらそれはようせんと、女性もおるので、特に松村さん、坂本さんが言われて、それでつくろうと。じゃから、僕はその水洗便所にするとかそんなのは要らんからお金を出せれんよと、それでそういう話もしとったら、休むところも要ると、事務所も要ると、そういうことで、事務所の床が悪いところへ床を張ったり、それから汚かった片づけ、それを負担していただいたということでありました。

そのときは一応組合ということであって、それで先ほど原田委員が言うのは事務の中の本当の純粋な、私はかんでおりませんが、純粋なクリップを買うとかホッチキスの玉を買う、のりを買うとか、そういう金の、とかお茶をたまに飲んでするのを買うとかというようなお金を集めとったと思うんです。私のほうのしとったのは、電気も私の名義になっておるんで、電気代、水道代、下水道代それから事務所の便所の関係、床の関係、それからあとはみんなで、みんなというのはほとんど松村さん、坂本さん、杉本さん等ですけど、その方と飲んだりするときの割り勘の金を集めて、この中で整理しております。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そごがかなりあって、ドライバーの方も杉本さんも事務員さんも組合費という認識は全くない、組合も存在しない、藤本さんの1万円は川原さんが預かって、北川さんへお届けした、川原さんは2万円払った、あと松村さんと坂本さんも、金額はおっしゃってないですけど、僕たちも負担をしてます、そういうことが今回の5人のドライバーさんと事務員さんのお答えがあったわけですね。その中には、例えば川原さんにお聞きしたときに、事務所の維持管理費ということについての説明がありましたかって言ったら、そういうことは聞いておりませんと、私は必要なものについては、灯油代だとかお菓子代だとかというのは食べる皆さんで分け合ってお金を集めました、だけどそれ以外のその藤本さんの1万円、自分の2万円は直接北川さんにお支払いしてて、領収書が欲しいなあと思ってたけど領収書をくれとはさすがに言えないで、領収書はいただいてませんと。ということは、ドライバーさんも、事務員さんや、杉本さんに至っては組合費なんて考えてもなかったとおっしゃってるんですけど、北川さんが言うその事務所の維持管理費ということをドライバーの方に御説明されたことはありましたか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。

○証人(北川勝義君) 私から一々説明しとりません。これは松村さんが組合長になったときに、松村さん、坂本さんがおって、便所を水洗にして洋式化にしてくれえ、張りかえてください、休むとこをしてくださいという、これも事実です。そういうことを言われて、その負担が便所は何ぼ、それからやっぱり屋根や塗装やこうは何ぼというのは出ません、案分で片づけるので。だから、この中で先ほど申し上げたのも、みんなで食事したり片づけたりパンを買ったりジュースとかというのを、それを今まで、川原さんが動き出す前です、それまでの全部をこの中につけております、帳簿へ。これは、私が持つ、私はコピーですけどね、坂本さんや松村さんが持っとります。そして、させていただいたんで、私が川原さんに何ぼ出せえとかというのは言うとりません。笑われても言うとりません。

それから、今、松村さんが便所とあとのことを出すということでもろうてきた。これは、私もこんなことうそをついて何かというんじゃねえ、警察にも調書でぴちっと出しておりますから、皆さん警察から調書をとっていただければわかると思うんで、隠し事をするつもりも一切ありません。

- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ほかのことがいっぱいあるので余りここにこだわりませんけども、組合長が松村さん、会計はどなたで監査はどなただったんでしょうか。

- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 会計は、一応、坂本さんがするということで、私が自主的に会計は、経理は書いたりメモとかをしとりました。その中で、監査というのもおりません。それから、これは正式な組合というんじゃない、みんなで維持するというたらおかしいなあ、みんなですることだから、飲食を伴うたり今修理代じゃとか、それから当然あとの運転手さんは出してないというのが出たのは、事務所へ来ないんです、その運転手さんは、来ないから出さないという話で、来る運転手だけでやるということでやっとったんで、それから皆さんよくわからんかもしれんですけど、田舎じゃあからよく飲んだりそれから割り勘もします、ぴちっぴちっとして、私のものは私も私で払います。それで、残ったら、その中から家賃を何ぼか出すということじゃったんです、金額は決まっとりません。しかし、家賃まで残るようにはいきませんでした。これが事実です。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) その会計の一切は提出していただけますか。百条委員会に。
- ○証人(北川勝義君) いや、僕が持ってないので、松村さんが組合長が持たれとる。
- ○委員(原田素代君) 組合長がお持ちなんですか。
- ○証人(北川勝義君) はい。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 松村さんは御自分が組合長だと自覚されていますか。
- ○証人(北川勝義君) 100%自覚しとるでしょう。そうじゃなかったら、僕もこんなことで どうこう言いたいことはないんですけど、名簿を出して、会則をつくってくださいと言うたと きにもう持たれとんじゃないんですか、その中へ組合長は松村義和さんと組合長と書いとった でしょう。
- ○委員(原田素代君) 私たちは白抜きなんです。
- ○証人(北川勝義君) 書いてない。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 済みません。どっかへあるかもしれません。僕はそれはもう。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○証人(北川勝義君) 警察のほうへもそれを出しとります。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) これだけは確認したいんですけど、杉本さんにお聞きした限りでは、 組合という存在も考えたこともない、知りもしないし、その4万円というのは組合費として払

った記憶はないとおっしゃってるんですけど、そこはどういうことでしょうか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。

○証人(北川勝義君) 日にちは定かではありませんが、5月の末か6月になってからかもしれません、ほかの人も呼んで、私の事務所へ来ていただきました、まだきれいに片づいてなかったんで、6月になって片づいてなくて、来たときに、松村義和さんが組合長ということで、そのときは会計は決まっておりませんでした、組合長だけで。そのときに松村さんが、そのとき覚えとります、おられた方は藤本さん、それから山田さん、井上さん、坂本さん、それから松村さん、それから私が事務所におりました。その中で、松村さんがみんな何ぼか負担してくれえと、便所はあるし皆維持費も要るからという話をして、そうしたら便所は使わないというのが井上さんも使わないと、それから山田さんもこっちへ来んのんで、直に帰るんじゃと、そこで川原さんも入っておりません、おりませんからそんなことは、川原さんは私が頼んだのでもありませんし、事務を、その中で、した中で、かかったのはするからという、そのころに工事にかかったんです。じゃから、それについて、どう言うてええんですかね、わからんというんじゃねえんですけど、私が松村さんが組合じゃという話は、24日の後も組合がのうなるんじゃけ、直接雇用だけど組合みてえな形態でやるぞと、みんなでお金を集めてやるからやってくれえと、本来私が管理する必要は一切ねえんですけど、私が世話をしてやったことであって、私の土地で建物でもあるし、私が立てかえたのもあるんで、当然してくれということです。

それから、杉本さんについては、それから以降に杉本さんが行くようになった話の中で、これは私が電話して、杉本さん、手がすいたら寄ってくださいと言うて、何か口座がわからんのじゃと、口座の通帳がわからんからと言うて、これも杉本さんは来られました。そこで松村さん、坂本さんがおられて、私の事務所へ、そこも、そこで松村さんが杉本さん、半分ほど出してくれえと、組合をするのにとかと言うたら、便所やこもしてと言う、わしゃあ便所やこ使わんがなという話もあったり、それで半分は高かろう、安うしてくれんかというて、当たり前の話じゃ、杉本さん、月1回ほどじゃけん、わしが頼んで行くのは1回ほどのもんじゃけん、もし月に2回とか3回でもふえたらそのときは考えるからということで、ほん、わかったと言うて、みんなで一緒に飲んだりする金じゃけええがなということで納得して、しました。それは覚えとります、それも。それも警察のほうに言うとります。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) じゃあ、確認しますが、杉本さんに4万円出すようにと言ったのは松村さんだということでよろしいんですね。
- ○証人(北川勝義君) はい、僕も言いましたけど、言いました。
- ○委員(原田素代君) 松村さんがおっしゃったんですね。

- ○証人(北川勝義君) はい。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○証人(北川勝義君) それから、杉本さんは、後日お話ししたのは、杉本さんとも会うとい うのは偶然会うた、何かどっかではお礼として差し上げとんじゃというような話もしていただ いた、僕はお礼ではないと思って預かっとったんでという話はしました。
- ○委員(原田素代君) じゃあ、とりあえず、次をお願いします。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) きょうは済みません、何点か僕のほうから聞かせていただきます。 まず、いろいろなところの複数の方から北川議員に要するにお金を渡していたと、しかしな がらそのお金というのは事務所経費として渡していたんだということをおっしゃられていま す。これは、事務所、先ほどの一括しての質問の最後のところでも、経費として受け取った、 トイレとかいろいろなところを改修するのに使ったお金として受け取ったんだというふうに言 われてまして、それはそのとおりでいいわけですか。
- ○証人(北川勝義君) はい、間違いありません。特に、トイレについては、別に領収書を渡しとったのは出してくださいということで、運転手組合で書いてもろうてもあります、トイレについては。トイレが34万円のはついております。それから、あとの分については、大きい全体の、200万円近くいっとりますから、その分の中の一部分を出すということで、大工さんにこの分の割りは何ぼならと言うたり片づけは何ぼしとる、まだ片づけもほとんどできておりません、3割ほど残っております。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 先ほどおっしゃられてたんですが、その事務所というのは北川議員 の持ち物でいいわけですか。
- ○証人(北川勝義君) はい、私の持ち物です。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ということになりましたら、その補修に関しては北川議員の財産、 この財産の価値を高めるための補修であって、これは私的なお金というふうに受け取られませ んか。そこら辺はどのように御見解をお持ちでしょうか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) いや、先ほども申し上げました、私はそこが長年、その人ももう40年 ぐらいのつき合いの、以上の方です、カマグチさんというのは、死なれたのは。その兄貴さん

とか皆片づけるというて片づけとったら、途中から備前法律事務所の佐藤さんというのが弁護士で入られたんですけど、今度はやめられて、財産放棄をして、財産放棄というんですか、何か財産放棄して、これは写真もあさひ法律事務所の原田弁護士のとこへあります、足の踏み入れる間もない、土足で歩かにゃいけん、そこで死んだんです、人が。そこで死んで、片づけ、布団から産業廃棄物から皆あって、これは原田先生に言うても写真を送れます、私が出したもんじゃから。

それを見てやるときに、5月のちょうど連休明けにもうやめられたというのがわかったんで す、弁護士に確認したら、遺産、相続放棄というんですか、したということで、困ったなあと いうて言ようて、直さにゃおえんというて、どうしようかなあと頭がいっぱいじゃったとき に、ちょうどそのころに赤磐バスが、吉井観光がおえんなって、借りたいという、事務所に、 行ってくれ、これも何時間も行く行かんじゃという話をしとって、その中で今佐々木委員が財 産になるんじゃねえかというて言われた、確かにそうかもしれん、とりようによりゃあ。しか しながら、あの写真を見てくれたらわかると思うんですけど、僕は自分で事務所も持ってトイ レも持っております、下水を。だから、トイレを使おうとか、そこは車庫がわり、車庫で使う だけです、全然そういう気持ちは持ってませんでした。だから、エアコンのついとった1カ所 も、その松村さんが鉄とかの回収もしとったんで、坂本さんが来てからあげると、したらガス もばちゃっと切って、吹き出たようなことで切ったんです。結果的にはそこもエアコンがあっ たら後からえかったなあと言うけえ、あんたらが取って何を言よんでえという話をして、その 中でまた自動車屋さんじゃったんで、何やかんや配線がどこになっとるか、コンプレッサーか らわからずに、お金になるものだけ持って帰ったんです、お金にならんものだけ残して、タイ ヤとかもごみもあったんで、大変だったということで。それで、私は、はっきり言うてその便 所がどうこうという話だけじゃなしに、床も座が抜けとったり油まみれになって、土足じゃ あ、結果土足で。

- ○委員長(下山哲司君) 北川議員、先ほども申し上げましたが、聞かれたことの内容についてだけ答えてください。
- ○委員(佐々木雄司君) 済みません。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ということになると、自分の財産の補修をするために組合費という 名目でこの方々からお金を受け取ったということになると、そこのところのその差し引きとい うか収支の部分は不動産収入ということになると思うんですけど、これは税務署のほうには申 告されてるんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 税務署には私は申告しておりません。私は、そうじゃなくて、水洗便 所とか今言いましたごみを片づけるとかしてくれえとそういうことで、本人らがこれをやりて

えからやってくれえということのお金でやっとんで、そういうなのには申告もしてないし、ありません。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ということになりますと、そのおっしゃられるのは松村さんが組合長さんだということになるのと、その北川議員が言われてることに基づいたら、その松村さんと使用契約みたいなものを、覚書でもいいんですけど、念書でもいいんですけど、そういったものを取り交わしておかないと、公的な根拠っていうのは失って、私的なことというふうに言われてもいたし方がないというふうに思うんですが、そこら辺の御認識はどうなんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私にはよくわかりませんが、言うとることもわかりにくいんですけ ど、便所とかを直すのに金がかかるから一部負担するからさせてくれということで、松村さん のほうが我々が組合とかというんで出すと、またみんなで使うんで、事務所の管理をやらせて いただくんじゃ、かけた金を立てかえてくれということでいただいたんで、別にそれについて 覚書とかそういうことも一切しておりませんし、何にもしておりません、口約束だけです。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) それがもし真実というか本当ならば、北川議員の財産を松村さんと 以下何人かの方がお金を出し合って補修するということになると、これは別に寄附行為にも当 たって、有権者からそういうようなお金とかお金にかわるようなものは受け取っちゃいけない んじゃないんですかね。そこら辺の御認識はどうなんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 別に寄附行為をしていただいたんじゃない、私が立てかえたのは使いたいから、使用するから立てかえたんであって、それからまた本人が休憩したりするとこが要るからしてくれえと言うたんで、これは寄附行為とかそんなことは全然思っておりません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) それならそれでいいんです、北川議員が立てかえてやったことだったら立てかえてやったことでいいんですけども、そうなりましたら、一番最初に申し上げたように、要するにその事務所代としてお金を受け取ったっていうことなんで、これは不動産収入として公的に申請、申告しなければいけなくなるんだと思うんですが、それができてない以上は私的なお金というふうに指摘をされても仕方ないんじゃないんですか、これは。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 言われとることがわからないんですけど、別に私はこれがお金が余っ

て家賃へ使えるような金があったら、家賃として家賃申告はしとります。家賃まではねえ、立 てかえた金で処分したので、それ以上はやっておりません。その解釈はそのようにしとりまし た。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) それはそれでいいです。吉井観光さんとの関係になるんですが、吉井観光さんから今までのその長い年月の中で健康保険証というものの受給はあったんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 社会保険は掛けておりました。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その場合は吉井観光から給料を受けなければいけなくなると思うんですけど、その給料はどのぐらいいただいていらっしゃったんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 給料は15万円です。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 先ほどの質問の中で、臨時職員さん、これは杉本さんですけども、 杉本さんにその紹介、藤井次長のほうに紹介したのは、松村さんもしたし自分もしたんだとい うふうにお答えいただいたんですけども、北川議員も御紹介されたんですか、これは。
- ○証人(北川勝義君) もう一度質問お願いします、わかりにくい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員、再度。
- ○委員(佐々木雄司君) 藤井次長に臨時職員の杉本さん、これを御紹介したのは北川議員ですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 先ほど申し上げたように、5月25日から末ごろと思いますけど、松村さん、坂本さん、杉本さん、シノダさん私と5人で、たしかじゃから24日じゃないですけど25、6、7ぐらいだったと思います、それを探してくれ言よんでと言うたら、そういう話を一緒にしました。そこで、シノダさんが、待機じゃったら行ってもええけど、リウマチがあるんで、休むときもあったり困るけん、わしじゃ行けんわと。これもシノダさんを呼んで聞いてください。それから、そこでというたら、杉本さんはもう70になっとんで、普通車の免許も払わにゃおえんし、大型免許も持ってないんじゃと。そしたら、松村さんが大型免許がのうても普通車でいけるんであればというて、それでまあ、話を聞きょうたら、杉本さんもいろいろ臨時

に行ったりバイトをしょうるということで聞いたら、話で、行けるときに行ってみてもええん じゃったら話だけでも聞いてみようかということで杉本さんになったんです。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) でも、それはスクールバスのお話じゃないんじゃないんですか、スクールバスのお話じゃないですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 違います。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 予備要員はスクールバスの予備要員ではなくて給食の配送の予備要員というふうにお伺いをしているんですが、それはその認識でいいでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) そうです。先ほど言いましたように、杉本さんは大型免許を持っとかにやできんと勘違いしとったんです、給食のバスが、結構コンテナで大きいから。しかし、そうじゃないという話を松村さんがしたということです。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) そのお仕事の御紹介を北川議員がされて、その御紹介を受けた杉本 さんのほうからじゃあお願いしますっていうような何かやりとりはありましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) よく覚えておりませんが、杉本さんからはそういう返事はいただいとりません。教育委員会の、これはわかりませんけど、どっちかあやふやなことを言うたら悪いんですけど、藤井さんか安本さんからありがとうございましたという話を聞いて、あとのどういう内容じゃったと言うたら、地元の支所長にどういう人間か人のありようを聞いて、杉本さんに来てもらうようになったという連絡は後日受けました、私のほうが。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) じゃあ、杉本さんにお仕事のお話をこんな仕事があるんじゃけども どうじゃという話を北川議員がされて、そこのところで杉本さんの返事を待たずして、いいも 悪いも本人が受けるも受けないも聞いてないのに、一方的にその教育委員会藤井次長のほうに 紹介したっていうことですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 違います。先ほど岡崎副委員長の質問があったときに申しましたよう に、松村さん、坂本さん、シノダさん、杉本さん、私とおるとこで、こういう条件で給食員の

予備員が要るんじゃと、2時間で待機で月1回か2回程度だと、それからどうしても忙しゅうてほかのとこへあるときには、たしか杉本さんはごみのとこへ行きょうるとか週何回か行くとか、それから城山へも行きょんじゃという話じゃったから、行けるときでええがなという話までいたしました。それで、ほんならそういう話でええんじゃったら、そのときに先ほど佐々木委員が聞かれたバスの大型免許の話というたんが、杉本さんは勘違いで大型免許がなけりゃあいけんのんじゃろという話をしたときに、とか松村さんが月1回ぐれえじゃけええが、一、二回じゃけと言うて、自分のことじゃからと言うて、行けるときは自分が行くからという話までしとって、したんであって、その後の、どう言うてええんですかねえ、そういうような話です。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 杉本さんにお越しいただいてお話を聞いたときに今のような質問をさせていただいたら、よく記憶をたどっていただいて、お願いしますと、それは頭を下げてお願いしますっていうんではなくて、おお、それはええ話じゃなあて、それは頼むわというようなそういうような雰囲気で北川議員にお願いをしたんじゃということはおっしゃられてたんですが、それは事実でないのか。
- ○証人(北川勝義君) もう一度お願いします。
- ○委員(佐々木雄司君) 今北川議員にお話ししたように同じように杉本さんのほうに質問させていただいたら、杉本さんは北川議員のほうから月額8万円でという話があって、行けるときに行けばいいというようないい条件だったんで、それはいいことなのでお願いしますということを北川議員にお願いしたんだと、話をしたんだというふうに言われてるんですが、それは事実ではないのか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 結論からいうたら、事実でありません。そのときに先ほど言うように 坂本さん、松村さん、シノダさん、杉本さん私と5人おって、そのときによかったら話だけで も聞いてみようかと、行くというような感じで聞いてみようかと言うんで、本人が行きますからという話じゃありません、話を聞いてみると。それから、8万円も違います、7万円から8万円じゃというように言いました。ほな聞いてみると、話を聞いてみようかということで、それの話を聞いてみる、黒本の杉本孝明さんがというのは電話をしとります。その後のことについては、事後の報告で話を聞いとるだけです。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その話を聞いてみようかというのは、別の言い方をするとじゃあお願いしますというか承諾の意味と同じ意味じゃないんですか。何か違いがありますかね。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 佐々木さんの言われようることはよくわからん、理解しにくい。私が言よんのは、こういう話があるからシノダさんは行けないと、行きてんじゃけど、行ってもええんじゃけどリウマチがあるから行けれん、迷惑をかけたらと言われて、なら免許ものうて返す年になっとんじゃけど、ほんなら話だけでも聞いてみようかと言うたんじゃけど、それは私は話を聞いて、行くんじゃったら行くというんでと思っとります。先ほど佐々木さんが言われたようなことのとり方はしておりません。
- ○委員(佐々木雄司君) とりあえずそれだけで私はいいです。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 確認なんですけれども、組合はあった、組合長もいた、組合費も維持 のためにお金を集めていた、その組合はいつまで続いたんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- 〇証人(北川勝義君) はっきり覚えておりませんが、3月の末に杉本さんに19万円払った後に残りが二、三万円あったと思います。その中で、松村さん、坂本さん、私ですか、3人か4人ほどで会食して、皆めいめい割り勘も出して、残りの金額の1万円何ぼを私が出して処理しました。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、その3月末で解散したと理解したらいいんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 解散というよりも、市のほうも組合はなかったと、警察も組合はなかったというように、じゃけど実際はもうわかってくれた、組合はあったんじゃけど途中から組合はなくなったと、そういう話なんです、事実が。しかし、我々は組合のようなんでやっていかなんだら、やれないからやりましょうというてやった、だから組合というよりは、みんなで飲食をしたり事務所の維持をしたり、それから立てかえたお金を払うということでやっておりました。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、それは組合費ではなくて、互助会費とか親睦会費とかそういうものだと理解したほうが適切ですか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) そうですけど、今言よんのは、トイレの水洗とか洋式とか、これは床とか、私がやってくれえとかやりましょうかと言うた話じゃ一切ないんです。先ほどから何か僕が作り話を、ほかの人が言ようる、ほかの人はどういう聞き方をして言われとんか知りませんけど、見てもろうたら、弁護士さんの来られた女性の方もカメラを持ってこられたんですけど、靴を脱いで上がろうとして、靴を履いて上がってくださいと言うて靴を履いて回ってもろうたんです。よかったです、ありがとうございますと言うて、靴を履かなんだら大変なことになるからと言うて。それで、いいものは持って帰られて、悪いもんだけは残って、それも死んでから約2カ月ほど、死亡でそのまま片づかずにほん投げてある、食べたもんもほん投げとるとか、むちゃくちゃな状態になって、電気も途中から切れてというような状態であったんです。それのときに、ちょうど5月のときにあったんで、さっき言ようる、どういうんかなあ、組合というのはなかったんじゃけど、組合的なことでみんなで一緒に飲食したり事務所の維持をしたりするのにした。

それから、今川原さんが言うたのは、自分らがお菓子を食べたりメモ帳をつくったり、のりとかね、そういうときの、灯油とか、例えばでストーブも私のストーブを貸与しとります、貸して、エアコンも使っていただいて、皆。

- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうしますと、それほど劣悪な環境のスペースを使うよりも、吉井の 支所の空き部屋とか公民館とかそういうところを使うほうが効率がいいわけですが、この北川 さん所有の事務所を使おうと言い出したのはどなたですか。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○証人(北川勝義君) 松村義和さんです。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) 北川議員はそこまで傷んだ事務所を使うよりも支所や公民館を使った ほうがええんじゃないかと思われなかったわけですね。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 全然そういうことを思うような期間じゃなくて、本当にカマグチさんが死なれて片づけてない、ゴールデンウイークが明けたときに、私の家の前です、家の前にシャツが飛んどる、発泡スチロールも、皆見たら中はむちゃくちゃになっとって、そのときにあって、そこも僕は要らん、使う気がないから、エアコンも松村義和さんにあげますと、だから処置するときにガスがばっと出て切れたんです、ガスも吹き出たんです。そういう状態になっ

とって、要るもんは持って帰ってようと言うたら、ごみばあじゃがなということであったときに、吉井観光が調子が悪いというのは学校の先生らから松村さんや坂本さんは聞かれとって、同じ運転手が行ってくれたほうがええんじゃという心配があるという話があって、そのとき当時、藤井さんからそういうお話があって、それはやらにゃいけんということでやっとったんで、別に僕がどっかの、そのときに、工事にかかったのは6月になってからですから、5月のときじゃないんです、かかったのは。そのときにどうすらあというて言うたら、今言うた支所の空き部屋じゃとかそんなことは全然頭にありゃあしませんし、貸してくれえと言うてきたんで、僕は松村さんよりはこっちを片づけるのが忙しゅうてということが本当の話です。

それからまた、その当時には、その当時というかそれからすぐ後には、吉井観光さんの夫婦が夜逃げをせられて、夜逃げというたら言い方、言葉を訂正するから、逃げられて、いなくなって、パブリックの上尾先生が入られて、来られて、いろいろやっとって、そのときだってどうならと言うたら、どねんしようもねえと、頭の中はそんなどっかへ、冷静なかったら、支所が貸してくれるかどうかわからんけど、そういうことやこ考える余地はなかったんです、たった1週間ほどで、調べてくれりゃあええ、何やかんやみんなうそじゃとかと言うんじゃけど、私は言よんのが、日にちが1月でも2週間でも3週間でもあったらいろいろつくったりできるかもしれません、1週間おってから3日とか4日とかしかなくて、その間には、僕は悪いことをしたと思ってないから、法の解釈とか税の解釈というのはわかりませんけど、言われたときに、赤磐市の弁護士資格を持った職員も立ち会いで来られとったんです、一緒に来られて、弁護士のほうもこれでよろしいと言ようるから、ほんなら僕らも別にどうっちゅう思うてないんです。それから。

- ○委員長(下山哲司君) 北川議員、質問せられた内容とは外れとると思うんで。
- ○証人(北川勝義君) 済みません。だから、覚えてなくて、そのときは日にちがねえんで、どこへしょうとかという、松村さんが言われた、これもどうこう、松村さんは言うてねえ言うとるというんじゃったら、調べてもろうて、警察にも調べてもろうた、事実警察も僕もまだ取り調べを受けますと言うて、行ってもよろしいと言うてきてくれたら行く、やるんで、調べてやりょんで、うその話じゃったらいけんから、つじつまが合わなんだらだめだと思うんですわ。だから、それは考えとることもなかったんで、言われたのも、勝手に私がどうこうしょうと言うたんじゃ、僕は松村さんと親戚なんですけど、うち親戚なんですけど、しょっちゅううちへ来られとるんです。
- ○委員(原田素代君) わかりました。 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今赤磐市の弁護士さんておっしゃったのは津田さんのことですか。
- ○証人(北川勝義君) そうです。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 津田さんが立ち会ったというのはどの時点で立ち会ったんですか。要するに、事務所を見に来られたという意味なのか。
- ○証人(北川勝義君) いや、違います。 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 5月14日に藤井次長と作間部長と津田弁護士ともう1人は運転手の職員です、総合政策部の、の4人が私の事務所へ来て、スクールバスが動かんようになったり給食がおえんようになったら、それから特に熊山のスクールそれから市民バスが動かんようになったら大変なことになるけん、何とか16日からで何とかならんかという話を、うちへ来られて、そこで何とか、今じゃあから藤井さん、作間さん、組合でやってくれえということでそういう話をしょうるがなと、今して大体オーケーじゃけど、まだほかの人で心臓が悪いと言うたりする者もおるけえ、どねんになるかわからんのんじゃという話をして、そのときに今言ようる津田弁護士もおられて、ほかのときに、そのとき吉井観光との絡みがいろいろあったんでしょう、行政のほうが、その話もしたりしてありました。そのときがもう大体。
- ○委員長(下山哲司君) 話がまた。 はい。
- ○証人(北川勝義君) じゃけ、そのときに来られて、津田先生とはそのときの1回お話ししただけで、カマグチさんが死なれたときの話はしました。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。 どうぞ。
- ○委員長(下山哲司君) ここで、休憩をしたいと思います、1時間たってますので。 4時10分まで休憩とします。

午後4時0分 休憩午後4時10分 再開

- ○委員長(下山哲司君) 休憩前に続き会議を行います。 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 議長の聞き取り調査書のほうから質問いたします。 吉井観光は経営状態が悪く、北川議員は個人的に金を貸していたということなんですが、幾 ら貸していたんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) よく覚えておりません。近には5月7日と5月11日ぐらい、日にちはわかりませんが、倉迫副市長が電話してきたときですから、そのときは117万円、それ以前に

妻の金のJAの定期預金を担保に500万円とか、それから正確な金額は1,000万円以上とかを出しております。

- ○委員(永徳省二君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) そういう中で、平成30年5月に吉井観光から5月7日ごろ手形が落ちないため金を貸してほしい旨の依頼があり、8日と10日に金を貸したと、幾らずつ貸されたんでしょうか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) さっきも答えたように、5月8日に70万円、5月10日に中銀の支店長と支店長代理がおる前で持ってきた追加の当座に入れること47万円、計117万円です。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 先ほど佐々木委員の質問の中で吉井観光から毎月15万円の給与をもらってたということなんですが、北川議員は役員ですか、それとも従業員ですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 従業員です。
- ○委員(永徳省二君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) いつから従業員になってたのか、それで仕事内容を教えてください。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 平成14年か13年、これも時期は若干違う、13年から14年ぐらいだと思います。それから、ずっとこの間のときの30年5月ですか、までです。それで、給料は30年はほとんどもらっておりません、給料はもらっておりません。それから、仕事の内容は、事故とか、よく事故があったりそれから資金繰りに困ったとかというたら相談、借ったりする、銀行とかという話はしておりました。直接役員でも何でもありません。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(永徳省二君) はい。
- ○委員(福木京子君) いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) 今、永徳委員言われた、その北川議員が吉井観光で15万円の給料をもらっていたと、だから吉井観光とはすごくつながりがあって、倒産はされたんですけど、運転手を紹介というたって総務文教委員長である、そして議員としての倫理、そういうことで口ききして人を職員のほうに紹介するとか、そういうことをしたらいけないということを、それこそ平成30年の倫理審査委員会で一緒にやってきていましたよね。だから、よくおわかりのはず

なんですけど、今までいろんな説明を受けた中で、やはり総務文教委員長の議員がいろんな、 その全部かかわられてますよね、運転手さんを紹介し、それからあと事務所もちょっと、いろいろ言いわけはされるんですけど、ごたごたと、されるし、やはり市との関係というのをきちっとしないと、誰が言ってもわかるようにしないといけないと思う、議員は、倫理として。そういうことが、その辺はどう考えられてるのか。

それから、お金のことについても、事細かく説明されましたけど、それはなかなか理解できないんじゃないかと思うんですけど、事務所費でまたいろいろ直すとか何とか。その辺は、本当に議員としてのあり方、やっぱり倫理として、総務文教委員長として、どういうふうに考えられてこういうふうなことをされてきたのか、そこをお聞きしたいんですが。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。

○証人(北川勝義君) 先ほどから言ようりますけど、別にどっかから新しい運転手さんを連れてきたとかというんじゃあ全然ありません。今まで吉井観光で働いとった運転手さんを、運転手さんのほうもこうなりょんじゃと、学校のほうもこう言よんじゃという話で、話をしてくれえというのが教育委員会の藤井次長のほうからあったり、あったんでやったんです。もちろん、副市長さんとか皆、バスがとまったら大変なことになるという話はありました。皆、それでどうすりゃあええかということをやった。それが総務文教委員長じゃけ、かんじゃいけないと言われる。僕はバスがとまるよりとまらんほうが、一生懸命、ばたばた、総務委員長じゃけえどうこうというんじゃなくてやっとりました。そりゃ、福木委員の言われとること、言わんとしたいこともわからんことはねえんですけど、別に私が利益をもうけるためとか何かをするためにしたというんじゃったら、僕もしたということはねえ。

熊山のこれも吉井観光の話だけ、吉井のバスだけのことになるんですけど、熊山の熊山タクシーが受けたとこの従業員さん、あれも全部吉井観光の従業員じゃったんです。そこも何回も私が行って話をしとります。今も働きょうります。その人らにも聞いてくれたらわかります。結果的に言うたら、私が言よんのは、1月ぐらいから吉井観光が給料が、何回もあったんですけど、従業員の未払いがたくさんになったんです。それで、来てくれえというて私が呼ばれて行っとったんで、僕はどう言うてええんですかねえ。

- ○委員長(下山哲司君) 福木さんの質問に答えてくれるか。
- ○委員(福木京子君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) いやいや、次々と説明はされるんですけど、そういうこと自体、そういうものの経営の中に入り込むとか、事細かくそういう運転手さんとの中継ぎをするとか、やっぱり議員としての節目というのか、けじめというのか、そういうものがあるでしょう。だけど、ずうっと話を聞いたら、中へ入り込んで、口ききして、全部采配を振るってるようなそう

いうふうにとれるわけですよ。だから、そういうとこの倫理についてどういうふうに考えられてるんかなと思います。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私から入っていくのではなく、名前を忘れましたが、1人は行きょんのはモリグチシンジさんという方です、あとは3人ほどおります、熊山タクシーの方が。給料をくれんから何をしてくれんと社長に電話しても電話に出ないと、あした行きますと、あさって行きますと、こりや困るんで、オイルのエレメントもかえにやおえんのに困るんでと言うけえ、そのたびに僕が呼ばれて、僕はそこのところへ行って運転手さんと会うて、そりゃ言うからと、頑張ってやってくれにやおえんのんじゃという話までしたということで、呼ばれて行っとんじゃ、私が吉井観光の代理で行ったんじゃありません。そこのとこはまた聞いてください、皆さんわかりますから。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 吉井観光との関係のところで落ちたところを確認させてください。

従業員だということを今おっしゃいましたけど、勤務の内容が事故処理とか銀行の融資とか という形になると、本来の従業員という仕事よりも要するに役職づきの仕事というふうに通常 は理解されるんです。

それと、もう1つ、以前北川さんが吉井観光の名刺をお持ちになったのを見た記憶があるんです、今は持ってないんですけど。たしか何とか室長って書いてあったと思うんです。普通従業員に何とか室長っていう名称はないと思うんですけど、従業員というお立場だったということは客観的に見たらどうなんですか、本当に従業員でいいんですか、役員ではないんですか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 役員でありません。月15万円をもらって、今というたら平成14年だったと思う、14年ごろじゃと思う、行きょうって、そのときから15万円で、この吉井観光がおえんようになる、倒産するというのか夜逃げ、出ていくときまで15万円です、上げてもらうこともない。だから、よくバスの事故があったりそれからバスを買いかえて直さにゃおえんとか買いに行くとか、社長が相談があったりしてのったり、だから昼だけではなく夜も自宅へ来てくれとか、行って話をしたりいろいろあります。それから、運転手のほうが、なかなか運転手さんも、余りどうこうという話じゃないんですけど、給料がおくれとるというのが大体大問題で、行かないと、あしたからバスは行かないとかというようなんで、電話したり、それで困ったというのがいろいろあって、そういうときのトラブルとかそれから相談ですね、そういうことで。それで、銀行の金は、銀行には最初は行ってくれえというので行っとりました。銀行は

一切貸さないと、銀行は貸さないと、ここ2年ほど、僕が聞いたのは、貸さないと。僕に行ってくれと言い出してから特に貸さない、北川さんが保証人になってくれるんじゃったら貸してあげますと、そういう話やったんで、相当経営も悪いのはわかっとったんで、そういうことの個人的なのは貸したりしても、自分の妻名義の貯金を貸して、担保で借ったとかというのはしとりますけど、その交渉でお金の工面できてなかった。そんなあれじゃねえ、普通の一従業員です。

- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) いいですか。
- ○委員(原田素代君) もう1つ、関連で。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。

○委員(原田素代君) 杉本さんに都合500万円お金を預かって吉井観光に入れていたという 御発言だったんです。杉本さん御自身は、北川さんにお貸ししてるつもりだったとおっしゃってたんですね、吉井観光に入ってるとは思わなかった。ところが、2年前の倒産で、ああ、そういうことかと、杉本さんはそれなりに理解したとおっしゃってるんですが、このときの利子が当初2%、その後1.5%になったと聞いております。この2%というのは、要するに利息制限法ですか、からすると高過ぎたということで、杉本さんも弁護士からその返済を返還を求める際にたくさんとった利子分は返さなくていいということで手続をしたと聞いておりますけど、裁判で、500万円の返還命令をもらってると思うんですけど。それで、2%で杉本さんに利子を渡してたってことは、この500万円はもっと高い利子率で運用されてるっていうのが常識ですよね、北川さんが自腹を切らなきゃいけなくなるわけですから。

てことは、その2%以上の利子で人にお貸ししてたというふうに理解するんですけど、その 事実はどうですか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。

○証人(北川勝義君) 前もって、今言ようる誤解もあるんで、たしか200万円か300万円を最初杉本さんが貸してくれえと言うたんじゃなくって、貸してくれえというんじゃなしに、杉本さんが来られて、郵便局へ入れとってもこれはたった利息が何とかつかんじゃどうのこうのと言うて、どうしたんと言うたら、ほんならできりゃあ吉井観光やこうはいけんと、信用できんと言うたらおえんけど、北川じゃったら貸しちゃると言うから、ほんなら聞いてみらあと、ほんなら借ってくれえと、吉井観光も借ってくれえと、経営が難しいから、一番初め払うからということで借って、毎月というよりは日にちもあいたことがあります、200万円借って、利息をつけて、現金を払うて、もう金がないと言うたらまた借ってくれえと言うて、杉本さんのほうがもう200万円か300万円、逆になります500万円にするから貸してくれえということで、杉本さんにもそれまでの利息で約70万円か80万円払っとります、利息は吉井観光が、それを吉井

観光にして。それで、今この倒産して初めて聞いたと言われたんですけど、都合が悪うなった、吉井観光の調子が悪い、1月ごろ調子が悪かったというのがわかっとるからという、そのころにも吉井観光に悪いんで、できりゃあ杉本さんから言うて何ぼかでももろうてんという話もしました。そしたら、僕は吉井観光も言うてもええけど、北川君を信用しとんじゃから、僕を信用してしとんじゃから、借用書もあなたが書いとんじゃからあなたからもらわにゃおえん、そりゃ払うと、待ってくれりゃあ、何ぼかでももろうてくれりゃあ助かるんじゃという話までしとりました。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) そうすると、利子を払ったのは北川さんではなくて吉井観光がこの 2%の高利を。
- ○証人(北川勝義君) はい、そうです。
- ○委員(原田素代君) てことは、今回彼に返したお金っていうのはどういうお金なんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) じゃから、先ほどから説明しょうる、今までの、それまで、平成 30年、29年ぐれえまでを、29年までですね、それを利息を70万円か、正式な金額は記憶にない ですけど、杉本さんに払よったんです。
- ○委員(原田素代君) 吉井観光が。
- ○証人(北川勝義君) はい、預かって払よったんです。それで、その後に吉井観光が悪うなるという話もあって、してくれえと言うたら、吉井観光に貸しとったんじゃない、北川を信用じゃ、これは証人もようけおるんです、実際おって、そんなことは、僕が借用者じゃからと言うたら、そのときの話も年度末までに100万円払うし、それから僕も吉井観光に大分損しとるし、それで自分のも名前も書いて、杉本さんのも入れとんじゃから待ってくれえと言うたら、おお、わかったというて言よったんじゃけど、急に杉本さんも全額払うてくれえというようなことになったりして、そりゃあ払えるときに払うというて言ようたら、いろいろのときに話がこじれたり、けんかじゃねんですけど、そのつき合いも、それからじゃから組合というんかみんなに必要な金も入れんようになられたりして、そしたら来られて、そしたら弁護士の先生から内容証明で500万円と利息と払ってくださいという通知が来て、そのときに先ほど言いました、3月の日にちを言うたときの13日ですか、15時20分に話が、来てくれて、北川君がこうこうで541万円、利息はようけもろうとんでまけてくれんの、利息は僕が出すんじゃからというて、銀行に行ってこにゃいけんて、せえで41万円を利息として500万円と41万円、541万円とそれから19万円を払うた。そのとき北川さんに迷惑かけちゃおえんからというて、この500万円

と41万円は皆僕のお金です。

立てかえるとかじゃのうて。

- ○委員(原田素代君) どういう。
- ○証人(北川勝義君) 吉井観光さんはおらんし、見つけられんから、もう逃げて、僕が借用書を書いとんじゃから、立てかえたというよりは、杉本さんはわかっとるけん、僕の借金じゃと、もちろん弁護士の先生も送ってこられて、僕の借金で借用書と来とったからしたんです。 それは、原田委員に相談していただいて行ったんじゃ、原田委員が一番よく知っとることじゃと思うたんです。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) とにかく500万円という利子分は吉井観光が全部杉本さんにお支払い してた。
- ○証人(北川勝義君) 違う。
- ○委員(原田素代君) いやいやいや、お借りしてたのはあなたが間に入って吉井観光にお金を渡してたわけでしょ。 2%の高利は吉井観光が払って、あなたが間に入って杉本さんに渡してたわけですね、それは事実ですね。
- ○証人(北川勝義君) 事実です。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、今回請求されたときに用立てた500万円と四十何万円 は、本来吉井観光が返さなきゃいけないものを、北川さんが肩がわりをしてお金をそろえて返 してあげたと理解したらいいんですね。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 肩がわりというか、光成……弁護士の先生が来られて、原田さんに相談に行かれましたと、杉本さんが来て、それで来られて、ずうっと見たらなっとんで、これは何とか率ですな、掛けたら払わにゃおえんのんで、541万円かもうちょっとふえたと思うんじゃけど、何かはしたはええからと言うて、541万円払ってください、これは北川さんの領収じゃからということで、これもいたし方ねえ、そりゃ長えつき合いじゃし、払うとかにゃおえんし、僕の責任にならにゃおえんからという話で。僕が500万円と41万円を払ったんです。それで、吉井観光には連絡もいまだにつきませんし、つくわけもありませんし、どうこうもできません。それから、19万円も私が預かっとったのを持っとったのを封筒入れたのを出しました。そりゃあ、松村さんのほうへ電話で払いますというのはわかったということでしとります。
- ○委員(原田素代君) とりあえずいいです。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。

- ○委員(佐々木雄司君) 先ほど御説明いただいたその事務所の話なんですけど、これはよくよくお話を聞いておりましたら、持ち主さんがお亡くなりになられて、その後引き継いだということなんですが、これは相続されたんでしょうか、それとも現金でお買い求めになられたんでしょうか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私の持ち物です。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) もともと持ち物だったんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) もともとというたらわからんのじゃけど、前は持ち主はオサダさんという方が持たれとって、その人がネオポリスへ出ていかれるということで、そのときに出ていっとって、空き家で家の前なんで、私が購入したということです。その後をカマグチさんという自動車屋さんが貸してくれということで、カマグチさんに、自動車屋さんに貸しとったんです。その方が30年2月ぐらいじゃったと思いますけど突然病死したんです。それで片づけなかったということです。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) これは、じゃあカマグチさんが持っていたものではなくて、北川議員が持っていたものをカマグチさんにお貸ししていたと、してたんだけども亡くなってしまって、後がちゃがちゃになって困ってしまったので、御自身で直されたっていうことで、片づけて直されたっていうことですよね。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 僕は片づけるのは片づけたり、そりゃ皆大工さんとか工務店さんに頼んで、本当はまだタイヤとか100本も200本もあります、そのタイヤも処理せにゃおえんけえ、タイヤも1本が高いです、それから電気もどこで切れとんかわかりません、ぶらぶらになったり、とりあえず急ぐとこだけをやらせてもろうて、使うとこも便所をやらせてくれえというのと、ついでにそこのとこの台所、こっちのとこの床とか休憩所を片づけようといってやったというんがそれだけです。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 普通であれば、カマグチさんですか、お亡くなりになられた、だか

ら賃料というのを受けていらっしゃったと思う、ここら辺は事業所得として税申告のほうはしていただいてるんですかね。

- 〇証人(北川勝義君) はい、カマグチさんにもらようた分も税申告はやっております。過去から調べていただけば、月額12万円でずっとしております。それから、ほかのセブンの家賃も月額50万円で全部申告しております。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) これは、賃料は家賃ということでいいんですよね、12万円というのは。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 賃料を家賃という、どう違うんですか、わからんです。 わからんですけど、どういう。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 家賃でいいです。12万円でカマグチさんにお貸しになられてたっていうことでいいんですよね。
- ○証人(北川勝義君) そうです、7万円でいっとったときもあったり10万円でいっとったり7万円に下がったり、それで最終的には12万円でずっと推移しとったということです。最後は何カ月かはもらっておりません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 普通御自身の持ち物を直すのは御自身の責任で、誰かに直してほしいとか誰かが使うからという話にはならないんじゃないんかなと思うんですが、そこら辺はどうなんですかね、もう1回御説明いただけたらと思うんですけど。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) これも、松村さん、特に坂本さんがトイレは洋式で水洗にしてくれえ、こっちは休むとこも要ると言われてしたのはこれは事実です。それからまた、私はそこを僕が住んだり使うんじゃったらきれいに何やかんやせにゃいけませんけど、僕は片づけだけで、トイレも洋式化もすることもないし、電気も使うこともないし、そういう気持ちがあったのを、松村さんらが使いたいから立てかえてやらせてくれえということでやったんです。それ以外の思いもありませんし、それが財産になるとかどうこうというのは、財産になるとは思っとりませんし、直すのは直さないけないというぐれえの気持ちでぼりぼり直していきょうたのが事実です。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 繰り返しになるんですけど、ということになると松村さんが使うことでその直さなければいけないところがあって直すんだっていうことであれば、北川議員がお金を出すというのも何かちょっとおかしく感じますし、松村さんが使うから北川議員がみんなからお金を集めて直さなければいけないっていうのも何かちょっと違うような気がするんですけども、そういうどっちが事実なんですかというのと、もしかしてどっちも事実なのかなというふうにお話をお伺いしてたら、松村さんも自分で直さなければいけないし、北川さんもその自分の持ち物だから、誰かが使うんだったら直してあげなきゃいけないし、でもそこのところで自分でお金を出すのは嫌なので、おまえらお金をみんなで出し合うてくれえというような話になったのかなあというふうに何かお話を聞いていて思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) そういう理解ではありません。これも、先ほどから言うように、私は 直すつもりはないと、片づけるとこ、それを直すのも全部直すのはカマグチさんの兄弟が直す ということであったん。途中でええ私の車も処分されました、どこへ行ったか、なくなりまし た、軽トラの新車のリースもあったものはプランものうなって、皆なくなりました。いい車を 売ったりして、全部ぼろだけが、使えない、リフトのさらは切って持って出たり、いろいろの 洗浄機とかは皆のうて、あとはごみだけ、ごみと産廃だけが残ったんです。それで、カマグチ さんがおるときに屋根が悪いからカマグチさんもぼりぼり塗らにゃあおえんのんじゃという て、これも業者さんに当たりょうたからあるんです、そういうことがあってしたときに、松村 さんのほうが事務所を使いてえから便所を、特にそのときは事務員さん、坂本さん、川原さん も来るようになって、坂本さんはもちろん洋式じゃねえとだめなんでさせてくれえと言うた ん。私のほうでは、佐々木委員が言われる、私も直さにゃおえんとかというて直すんじゃろ う、僕は直すんじゃったら自分で直してしとりますし、そういうつもりじゃあありませんし、 日にちが、予定の日にちを見てくれたらわかると思うんですけど、このいろいろの中で聞かれ ても、杉本さんを雇うたんでも何か市の言うんと全然違うんです、僕が聞いた話とちょっと違 う。
- ○委員(佐々木雄司君) ありがとうございました。委員長、いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○委員(佐々木雄司君) 先ほどのお金の杉本さんとの貸し借りのお話なんですが、最終的に19万円というお金が何のお金かわからないんですけど、この19万円というのは何のお金なんですか、これは何で杉本さんにこの19万円を返さなかったらいけなかったんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 先ほど申しました、みんなも、松村さん、坂本さんも負担金を出して経営に充てるように、事務所の維持、水洗便所とかみんなで食事、飲食したりするときの金に使うんで、管理費に要るんで出そうと言われた。それで、杉本さんにも半分出していただこうじゃねえかという話でできとったお金です。それが、5カ月か、3万円と4万円、4万円の杉本さんというのは19万円が来た。それで、弁護士の先生に聞いたら、詐欺になると、行かんのに行かんのを知ってしようとしたら詐欺になると言うけえ、そねんなことはなかろうと言うたん、詐欺になるんじゃというて、こうこうでこうじゃという話になって、北川君に迷惑をかけとうねんで、19万円払うてくれえや、赤磐市へ全額を払うんじゃということでやられました。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 杉本さんは、こちらにおいでいただいたときに、北川議員から8万円のうち4万円をわしに渡せえというふうに言われて、4万円を渡していましたと、金額は合わせて19万円ですと。これは、合ってるんですよ、金額が。それで、北川議員の自宅のドア、門扉のところでお金の手渡しをその都度していたというふうには、これは事実ではないですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 事実ではありません。杉本さんは事務所へ来られるとか、私の事務所です、私の事務所へ来て、電話をしてこれから行くよと言うて来て、持ってこられて、そのときは必ず遅い時間になりますけど皆、坂本さんとか松村さん、シノダさんが寄って、一緒に吉井でいうたら蔵ラーメンさんとか台湾のとこで飯を食うて、皆僕らの割り勘は出して、それでこっちは1万円はそっちから出してくれと言うたりして、そのときもろうたり、松村さんは遅かったときには次に渡す、私が預かっとってくれえということで処理しとります。だから、今の門のとこへ持ってきたとかというのは、あるんかもしれん、それはほとんどないです。
- ○委員長(下山哲司君) ちょっと待ってください。さっきの関連で私は聞きたいことがあるので、副委員長のほうに仕切りをかえてもらって。
- ○委員(佐々木雄司君) お金のことをやってるんで、もうちょっとだけさせていただいていいですか。
- ○委員長(下山哲司君) はい、じゃあそれだけやってください。
- ○委員(佐々木雄司君) そういうこともあったかもしれないということは、受け取ったかも しれないし、受け取ってないかもしれないということですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。

○委員長(下山哲司君) 北川君。

○証人(北川勝義君) 門のとこでと言うから、私の記憶じゃあ門のとこでもろうたりしたような気持ちもないし、受け取ったんじゃない、預かっとったんです、私は組合のを、預かって渡すという気持ちでやっとったんです。これが、議長と副議長の調査のときに、10月24日のときにそう思って聞かれとったから、これはどねんなかったかなあと、松村さんにも坂本さんにも話を聞いて、どんなかったかと言うたら、こうじゃったろうと言うたから、そうじゃったかなあというて、という話で頭の中ではそう思うて、整理するというんでも大分たっとるから整理もなかって、そういう感じで言うとったわけです。しかしながら、事実来て、警察とか皆全部書類をめくったり日記帳もめくってみようたら違うというのがわかって、今のようなことです。

それから、今言うもらったというのも、門でもらったかもろうてねえかというたら、それは 杉本さんがもろうたと言う、杉本さんは私にも、手帳を持ってきてねえからわからん、日にち を見たらわかりますけど、杉本さんは僕とたまたま1月か2月にことし会っとります。ただ、 杉本さんは大分何やかんや悪口言ようりました、入院するんか、そしたら北川にあれは警察に はお礼じゃというて言うとるからようて言うけん、むちゃばあ言うちゃあいけんよという話ま でしたのは覚えとります。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) じゃあ、お礼じゃなかったら何のお金だったんですか、これは。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) だから、申し上げております事務所の維持をしたり、今、松村さんが 4万円入れてくれえと言うて、半分入れてくれえと言うたときの便所の修理とか、一部分に充 てとるということです。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 繰り返しになるんですが、その事務所の維持とかというと不動産収入になるんじゃないんですか、これは不動産収入として計上してないというのは何の理由があるんですか。それを受け取ったという、その事務所の維持として受け取ったんであれば、何らかの公的な書類というか表に出せる出納帳であるとか売り掛け帳であるとか何かそういうものが必要になると思うんですけど、そういうのはお持ちなんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私は持っとりませんけど、今メモとかというのは、水道の下水道の領収書とかそりや持っとられる方がおられます。それから、私のほうでは、ほかの全体の領収書をもろうた中の一部分を負担したというんで全体の領収書は私は持っとります、私が出した。

それ以上のことではありません。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) でも、杉本さんにその受け取りのお金を、受け取りのその証明というか領収書も含めてどなたにもお渡しされてないですよね。
- ○証人(北川勝義君) 渡しておりません。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その理由は何でですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) みんなで事務所の維持とか飲食とか立てかえたのをして相殺してくださいと言われとるから、受け取って、預かっとってした金ですから、それでまたこれは松村さんも、これも皆さんほかの人も聞かれとります、組合のほうへ参加しないと言うた方も、余ったら、先ほど原田委員が言われたんと同じ、年度末の3月31日に出したお金が余ったらプールしとんのを精算しようという話まで松村さんが発言しとりますから。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) お話を聞いているとこういう話があったとかああいう話があったということで、なかなか確認がとれないお話が物すごく多いんですが、今おっしゃられた分で証明できるものっていうのは何かしらありますか、全部お話ですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) ようわからんのですけど。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) もう1回言います。誰々が何を言ったとかどうしたとかというお話は物すごくよくしていただけるんですけども、それを証明するものというのは何かしらお持ちですかということをお尋ねしてます。お話だけですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私は日記をつけとります。日記をつけて、手帳もつけとります。手帳の中に急に間には割り込めれません。だから、落ちはあっても誰かと飲んだとか何ぼ出したというのも大体書いとります。それで、次の日にまとめてつくるとか、メモしとったのは帳簿をつくって、じゃから領収書やこでもきょうの日とあしたと一緒に書く場合があります、何を払ったのを、そして割り勘なんぼ、みんなの経費のほうから差し引きしというのまで書いとります。それは会計のほうへ、会計に後からつけるまで、会計のほうへ帳簿でつけてくださいとい

うてつけてもろうたのはあると思いますけど、それが今僕の手元にありませんから、通帳も廃帳したんです、3月の末、4月の早々か、ぐらいにしとんですけど、その通帳も僕が持っとりません、廃帳しとんで持ってないから、判こを持っとりませんから、持たれとる会長に聞いてもらわにゃあ。じゃけ、そのときの通帳も、皆さん信じられないということで言われるんですから仕方ないですけど、通帳にも吉井運転者組合組合長、松村義和という印鑑で通帳もつくってあるんです。じゃから、それが行政もなかったとかどうも僕の言うのは全部うそで、ほんならみんなねえのにどうやって金を払うことはおかしいんじゃないですか、これは、僕はそれ以上の根拠を出せと言われたら、佐々木委員さん、日記帳とかあるんで、わからんのがあります、そりゃ後からきょうに今言うたことをきょう書きゃあええですけど、あした、あさってとか書きょったら違うのもあって、日にちも前後もあったりしますけど、それしかないです。あとの用紙もありません。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その杉本さんから4万円、合わせて19万円を受けました、松村さんとかいろいろな方から、毎月か都度お金のほうをお受けになられてました、そのお金は北川議員が言われるには事務所の管理経費というような、その内訳はね、トイレとか掃除だとかいろいろ言われてるんですが、ということなんですけども、その管理物件というのは御自身の所有物でよろしいですね。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 管理物件というのはわからんですけど、その建物の853-3か、あれは私の土地です。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君の建物と土地ですかという。
- ○証人(北川勝義君) そうです、私のです。管理物件とか言うから。
- ○委員(佐々木雄司君) それじゃあ結構です。
- ○委員長(下山哲司君) ここで、私も関連でお聞きしたいことがあるんで、副委員長とかわらせていただきます。

〔委員長交代〕

- ○副委員長(岡崎達義君) ここで委員長とかわらせていただきます。
 - じゃあ、下山委員長、御質問お願いします。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君にお聞きしたいんですが、吉井観光が美咲町のスクールバス 業務を落札できず不調で終わった日にちを覚えてますか。
- ○証人(北川勝義君) 知りません。
- ○委員長(下山哲司君) 知りませんか。

- ○証人(北川勝義君) 何カ月か後に聞かしたということです。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) この1月19日なんです、美咲町で吉井観光が見積もり合わせ入札を やられて、不調に終わって、その日に私のうちに吉井観光はとれなんだよとこういう電話があ ったんですが、そのとき驚いたんですが、ああ、これは大変なことだなあというふうに思って おりました。その後、しばらくしてから北川議員は旧中央町のほうにたびたび出かけられとん ですが、どういうことで出かけられたんですか。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) いつのあれですか、いつの1月ですか。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 1月19日以降。
- ○証人(北川勝義君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) はい。
- ○証人(北川勝義君) ことしのですか。いつですか。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 平成30年1月です。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) 平成30年1月、わかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) オクデヤさんとこに最初に行かれたのは何年の何月ですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) 詳しく覚えておりませんが、オクデヤさんのほうへはその30年、吉井 観光は倒産するとかその後ぐらいですね、には私から接触しておりません。向こうから、吉井 観光さんのほうへオクデヤさんが来て、僕はこれも伝言で聞いた話ですけど、社長はおったんじゃけど、事務所の応接間におるんじゃけど、川原裕子さんから聞いたのは社長はいないと、社長はちょっと出とんですよと言ったわけ。それからまた何回か電話があったんじゃけど、社長は出とると言えということで、それを聞いたのが、5月、6月ぐらいになっておえんようになったころにはオクデヤから聞きました、そういう話があるということを。それで、今オクデヤさんが来たのが30年のその5月の倒産、終わって中がむちゃくちゃになっとるころに、セコムとか、セコムです、津山の、セコムさんが来られたときに僕がたまたま行って、そこでいつまで待ちょってもセコムいけんよ、切らにゃあというて話をして、僕らも給料がもらえんのにという話をしたときに、川原さんが留守番ということでそこにおって、教えてくれえというて言うたら、その社長は知っとんじゃけど言わなんだというて、それやったら早う言うてくれり

やあえかったのになというような、それをしたのが最初です。過去には。下山委員、よろしいか、過去には、いいですか、過去には美咲の町長さんに立候補したころに1度お会いしとります。それだけです。

- ○委員長(下山哲司君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員。
- ○委員長(下山哲司君) 私は2月ごろに前にも同僚議員に話をしたことがあるんですが、美 咲町のほうの関係の人から北川議員がたびたび旧中央町のほうへ来られるんですけどという話 をお聞きしとんです。その後、この吉井観光が美咲町のバス請負が吉井観光の大部分を占めと るぐらいの金額だったと思うんです、請負がね、私も知っておりますが。その中で、その仕事 がなくなったら吉井観光は大丈夫なんですかというて心配して電話してきてくださった方がお られるんですよ。私も吉井観光とは自民党の中でもつき合いがあったりお世話になったり、い ろいろ長くおやじさんの代からしてますから、私が心配しょうるのもわかっとったから、そう いうことを言ってきてくださったのが30年2月なんです。というのは、1月19日にもう入札不 調で何千万円という事業をとれなかったわけなんですよ。その後に北川議員の事務所にオクデ ヤさんの看板がかかったわけなんですけど、バスの、そのかかったとこでおいて、北川議員は オクデヤさんから家賃をいただいてますね。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) 今下山さんが最初に言われた30年1月、2月というたら、調べてください。私が30年、聞いてください、1月、2月、3月、4月、オクデヤさんのとこへ尋ねていったこともありません。断じてありませんから調べていただけりゃあ結構です。
- ○委員長(下山哲司君) 電話もか。
- 〇証人(北川勝義君) 電話もありません。それから、もう1個、というのは貸していただきたいというのは出てきたかな、後で。それから、入札も不調に終わったというのは3月とか4月には知りませんでした。4月の終わりぐれえか、ならにゃあわかりません。いけなんだんじゃというのがわかって、それ以外のことは、今1月とか2月の話はそれも私は知らなんだというのが事実です。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) オクデヤさんからいつからいつまで家賃をいただいてますか。
- ○証人(北川勝義君) 今覚えとりませんが、8月から9月ぐらいじゃないんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 私がお聞きしとるとこでは、7月からですね、運転手組合さんと言

われた組合さんが使われようるときから同時に家賃をいただいとられるというふうに私は認識 しとんですが、間違いございませんか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) 私は、今正式にはわからんけえ、今言よんのは8月ぐらいじゃねえか と思うとりますけど、今言われるのは調べてみないとわかりません。

それから、そこについてもそこは許可をとっていくんで、将来的にやりたいんで借りたいと、そのバスの組合もこの3月31日にはやめにゃいけませんから、当然出ていきますから、その後に借るということで、準備とか片づけをするということはオクデヤさんとも話してさせていただいとります。実質、オクデヤさんが入ったというのは、それが終わってからです。

- ○委員長(下山哲司君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員。
- ○委員長(下山哲司君) 吉井観光が5月15日から運行できないとこういうなったときに、それ以前に吉井の葬祭場の送迎バスですね、これはその時点ぐらいだったと思うんですが、オクデヤさんのバスが農協の葬祭場に入られました、私も何回か葬式に行きますから見てるんですが。お話を聞けば、北川議員のお世話だということでいけば、その倒産する以前からぐらいにお話がもうきっちりできて、お聞きしとるのは北川議員は農協の葬祭場のバスの送迎の営業もしておられたみたいだし、赤磐市内の分をしておられたような感じなんで、両方からお金を今の同じ事務所でいただいとるというような形にお聞きしとんですが、間違いございませんか。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) そのようなことはありません。赤磐バスという名前で借りたいということでやって、ただ入るのは来年にならんとできんけど、準備をしとくんだということで家賃を入れさせてもらうようにしました。しかし、家賃とその中のしたの、だから、今まで言よんのは事務所の経費の電気とか下水ですね、それもじゃあからその赤磐バスさんが入るまでは全部こっちが払っとります、電気も皆。その後は、そこは好かんということで、だからこちらの組合というんかみんなでするとこのほうには電気とか水道が入っておりません。だから、二重には取っておりません。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 先ほどから事務所の改修とか清掃とかの話が出ておりましたが、オクデヤさんが4月1日からお借りして家賃を払うとんでしたら、それまでにせにゃいけんから 急いでやられたように、感じに見えるんですが、オクデヤさんとの契約は事実4月1日からですね。
- ○証人(北川勝義君) 副委員長。

- ○副委員長(岡崎達義君) はい。
- ○証人(北川勝義君) それは今ここでは確認できません。僕は今8月じゃねかったかなあと思うとんで、わからないんで、これもこのことがいろいろなって、オクデヤさんが何かこの12月かぐれえに出る、1月から出るんじゃということで、権利金、敷金というんですか、敷金、それから1月前払いしとるからというて2カ月分か何カ月か家賃を引いて、12月で家賃は終わったというような状態になっとります。

それから、先ほど言われたバスのですけど、これは吉井観光も、農協へ聞いてください、どうやってやったというて、私が言うても、吉井観光が行くというのを請け負うて行きょうりましたけど、吉井観光もなかなか行かないようになったりするのが1点あったんと、それから吉井観光が倒産しないときには赤磐バス、赤磐バスと言うたら失礼、オクデヤ運送が行っとるということはないと思う。あっても、それは私は知りません。

- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 私がお聞きしとるのとそごがあるようなんで、私も私なりに知り合いがたくさんいますのでお聞きして、またその件についてはお聞きしたいと思います。まず、どうも今の30年1月19日に新たに吉井観光がだめになったときに、そのすぐ後には北川議員がそういうことで美咲町、旧中央町のほうへ出入りされて、その後にすぐオクデヤさんのバスが農協の葬祭場の送迎をせられる、それからすぐそうしていると事務所の改修をする、それからすぐその後にはオクデヤさんと事務所の貸し借りの契約をするということで、余りにも物事がスムーズに、私がお聞きしとるのがその一連にしか聞こえないんで、皆さんがお聞きしとる、それで間違いございませんか。
- ○証人(北川勝義君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) 間違いです。それから、今言うたら、1月のときになって、だからどこへ誰が行った、美咲町役場へ私が行ったと、柵原であろうとどこであろうと、教えてください、行っておりませんから、記憶に間違いありません。どの職員と会ったとか町長、どなたと会うた言うてくれりゃあ、オクデヤさんのとこの家に行ったとかというて調べてください、行っておりませんから、そりゃ記憶に間違いないと思います。それから、決めつけられて教えて言われるのは自由だけど僕が行っとったらいつ行ったというて言うてくれたら調べます。僕は行ってないと思っとるから言ようるんです。

それから、バスも、何か1月、2月、3月、吉井観光が潰れる前にバスを今度は行きょうたと、農協へ、それも調べてください、いつから行ったというのはわかりますから。それで、たまたま、これは1つ、中でというたら、言われよんが、2月の、これも手帳を持ってきてない

からわかりませんけど、2月二十何日ぐらいにカマグチさんが死なれたんですよ。カマグチさんが死なれて、そのときに二十何日に死なれとん、2月二十何日の日。1日前までは仕事をしょうたんです。2月の例えば20日に死んだら、19日まで仕事をしょうたわけです。それのに、カマグチさんに家賃をもろうてしょうるとこを。

- ○委員長(下山哲司君) それは聞いてねえ。
- ○副委員長(岡崎達義君) それはよろしいです。
- ○証人(北川勝義君) 僕が貸す話はできんですがん、そういう話は。
- ○副委員長(岡崎達義君) それより前です。
- ○委員長(下山哲司君) 今のお話がないということなんで、私のお聞きしとるのと違うので、私も私なりに調査させていただいてまたお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、もう1つ。

- ○副委員長(岡崎達義君) 下山委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 先ほどからもずっと全部ですが、この藤井さんの分で先ほども藤井さんのほうに皆さんお聞きになられとったんですが、総務委員会をするたびに北川議員が職員に圧力をかけるような言動が多いということで、私も総務委員会の中で北川議員を何回かいさめたことがあります。ですが、北川議員は気分のいいときにはすっと聞くんですけど、なかなか気分が悪いときには聞かないような状態が何年も続いてきたと思うんです、総務委員会に来られて以来。その中で、給食の民間委託とかオリンピックのキャンプ誘致とか運動公園とかの整備に、そねんことを言ようたらできりゃあせんぞとかというような言動がたびたびあったと思うんです、私は同じ委員ですから覚えてますから、それについて今振り返ってみてどう思われますか。
- ○証人(北川勝義君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。
- ○証人(北川勝義君) 私はできんじゃとかとさせんと言うた覚えはありません、そりゃ難しい、ええげにいくべきじゃということの話をしょんで、それも納得して、市長がこうさせていただきてえと納得していったと思います。よくなればいいと思うことを言うとったり、そりゃ事として言動がありますが、陰で隠れたり個々に言ってやっとりません。委員会とか議会とか本会議とかのとこで発言しております。だから、それを訂正する気もありませんし、私が強要してやろうとか何かおどしてやろうとかというてはありません。調べていただければ、どこへ行っとるというのも本当の話もうそもわかります。私もここへ来て、警察が調べとる中で、私は副議長さんにも言いました、もう議長さんにも言うとります、私は知っとることを包み隠さず言って、まだ言いたいことがあります。だけど、人の臆測でどう考えとるということは言いたくないんで、人のことを巻き込んでというのはないんで、ただ聞いてメモをしとるとかとい

うたの、ほんならこうじゃったなあという話をさせていただいとんで、それが全くうそとか作り話と言われたら心外ですけど、下山さんもうそで言よんじゃのうて、そう調べてみてくれるということを言よんで、そこらのことはそご、2人の食い違いもありますけど、そりゃあ全然行ってないとは言いませんけど、そういうときは美咲町役場か、どっか行ったりした。

- ○副委員長(岡崎達義君) それはさっきの質問ですか。
- ○証人(北川勝義君) そこのことも御了承ください。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長。
- ○副委員長(岡崎達義君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) その件は役所は関係ないです、民間のことですから。
- ○証人(北川勝義君) いや、民間はどこに行くのか。
- ○委員長(下山哲司君) その入札が不調であったというのは、役所のほうでお聞きしました。じゃから、それは日にちは間違いありません、30年1月19日です。それから、その後は、オクデヤさんとは民の話ですから役所は関係ありませんので、それ以外のことはまたの機会でお聞かせいただきたいと思います。

私が一番思うとるのは、今お聞きしたいのは、この藤井さんの最後の検察庁の報告の調査の中で最後の締めなんですけど、こう言われとんですよ、今までずっと怖かったから何も言えなかったと、北川議員に報復をせられるんじゃないかという心配があったと、でも今の時点になってはそうじゃなしに、北川議員が悪いことをしとんならきちっとしてほしいという締めをして終わっとんですよね、サインして。ですから、藤井さんにしてみればあなたが怖くて怖くて、最初は警察でうそばっかしつきましたということを書いたんです。でも、最後になれば、いや、私がやっぱし間違っておりましたと、北川議員にそういうあれをきちっとしてほしいように、書いてあるんですよ。ですから、その辺もその感情としてどう思われますか。

○副委員長(岡崎達義君) 北川証人。

○証人(北川勝義君) 下山さん、何を言われとんかわからんのですけど、僕は別に強要も何もしてねえ、僕は何回か、もう皆さんよく知っとる、下山さんの辺から出とんかどっから出とんかが、家宅捜査も2遍来た、パトカーが来て連れていかれた、農繁期で帰らしてもろうたとかといううわさがよく出ていろいろなことがある。私は、だけど、1度もありませんが、警察へは通っております。来てくれというたときは、うそ発見器もかけてぴちっとして、自分からみずから出す出さんは別で、携帯も2台ありゃ2台とも携帯を出すとか、皆書類も提出して、見ていただいております。違うことは違うということで、違うとることは違うとりますという話までいたしました。それで、私が、何か今藤井さんのことをどうこう言われましたけど、怖えから、何か藤井さんの検察調書にそんなことがあるんじゃったら警察がやられにゃいけんし、僕はそういうことをしたつもりはありません。そこのところは誤解を、藤井さんが言われ

るんと、だったら今調べてること、皆僕以外はみんなこうじゃったというて言うたら、僕が悪 うてみんな、皆さん、いいんですか、よくわからないんですけど、解明できないようになるん で。

○副委員長(岡崎達義君) わかりました。 委員長交代いたします。

[委員長交代]

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 済みません、今やりとりをして思い出したので、済みません、もう 一遍お聞きしたいんですが、その供述調書の中で、先ほど藤井さんに来ていただいてお話を聞いていて、間違いありませんということでお答えをいただいてるんですが、この藤井さんとの やりとりの中で、北川議員から運転手が賃金未払いだからお金を払えるようにしたい、5月1日まで契約をさかのぼって吉井観光が組合と契約したようにして、給料を払えるようにしてやってほしいということを言われてるんですが、こういうやりとりの事実がありましたか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) ありません。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 次に、お尋ねします。

北川議員が、副市長が、倉迫さんですね、倉迫さんが北川議員の事務所に行ったときのお話なんですけども、そのときに倉迫さんに組合でやりゃあええんじゃ、組合にすれば事務所を使わせてもええ、光熱水費や電話代はもらわんといけんけどというようなことを言われたということを言われてるんですが、こういうようなやりとりもなかった、覚えがないですか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 倉迫さんが、副市長が来たというのは僕は記憶にありません。事務所に来られたのは、記憶ですから皆笑ようちゃあおえん、記憶ですから、私は事務所へ来たのは藤井さんと安本課長が来たこと、そのときにおったかもしれません、わかりません、来たのは、それから先ほど言うた、また違うときに藤井さん、作間さん、津田さんそれからもう1人職員が来たとかというのは覚えております。しかし、そのときには、あれは電話では、倉迫さんが5月10日に電話で手形が不渡りになりそうな、どうにかならんかという話で、それで私は5月8日に70万円、それから5月10日に47万円を出しとんじゃと、無理ですと言うたら、倉迫副市長のほうから5月15日、5月30日の手形があると言うたんじゃ。そねえなことを言われてもできりゃあへんよ、貸してくれえて、大変なことじゃから、こっちはという話まではいたし

ました。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その先ほど公になる証明はないんじゃけども、唯一手元にあるものはメモ、手帳じゃあということだったんで、そのメモ、手帳の中にも倉迫副市長が北川議員の事務所にお伺いをして話をしたというような記録は残ってませんか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川議員。
- ○証人(北川勝義君) ありません。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) では、次に聞きます。

バスの運転手の賃金についてのところなんですけども、北川議員からそりゃ一律じゃあいけんじゃろうと、それぞれのバスの大きさなどを考慮して、何、Aさんは32万円、Bさんは28万円、Cさんは28万円、Dさんは20万円、Eさんは18万円と提案してくれたというふうにおっしゃられてるんですが、こういう提案をされましたか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川議員。
- ○証人(北川勝義君) 私が提案したんじゃなくて、先ほども申しましたように、運転手のほうが大型バスに乗っとって、朝早く、夜が一番遅くて、部活があって。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その背景というかそのいきさつはわかりましたけど、藤井次長とのやりとりでこういうものはありましたか、なかったですかということをお尋ねしてます。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 運転手から聞かれたことは伝えておりますけど、なかったと思います。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) その手帳、その唯一その記録を確認することができるという手帳に もそういうやりとりも書かれてないわけですね。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 全部調べてみて、大分調べてみとりますけど、警察にも出して皆調べてから、そういうとこはなかったと思います。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) そのときに北川議員は事務員はどんなんなあということで、事務員 の雇用についても提案があったというふうに言われてるんですが、これについても御記憶がないか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) だから、それも、言よんのは、運転手さんのほうが事務員が要ろうがなと言われて、連絡係が要ろうがなと言われたのを言うた、伝えたということがあります。それ以外はありません。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 伝えたんですね。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 運転手のほうからそういう話があるというのを伝えてから、事務が要 るというのを伝えたのは伝えました。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 伝えたということで、ありがとうございます。

その後、北川議員から吉井観光時代に賃金未払いだったことなどを理由に運転手らの賃金を早目に払ってやってほしいという依頼があって、通常は毎月15日払いのところ、平成30年6月に関しては6月11日に6人の5月分の賃金を支出する手続を行ったということなんですが、こういうような依頼をかけたというような御記憶はありますか。

- ○証人(北川勝義君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私の記憶ではありません。今覚えておりません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 6月11日の午前中、北川議員から藤井さんは電話を受けてまして、 どなたかわかりませんけども、誰かの28万円という賃金を20万円に調整したんだと、調整した んで、多分28万円ということの支払いが決定して処理が進んでいる、事務が進んでいる、これ についての支払いの処理をとめるのを間に合うかというようなそういうようなことを言われた というのを言われてるんですけども、これについても御記憶はないか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) よくわかりませんけど、とめるとかとめん、言ようることがわからん のですけど、行くと言よった方が運転ができんから、心臓が悪いから、給料を下げてくれても

ええんじゃという話をして、そりゃ下げりゃええがなという話の内容で運転手さんとかのお話 はあったのはあります。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 先ほどから何度か言わせてもらってますけども、いきさつを、バックグラウンドというかどういういきさつであったかというところは横に置いといて、藤井さんにそういう連絡をしたかしてないかということをお尋ねしてるんですが、そういう支払いの処理をとめるのを間に合うかという御連絡をしたというのは御記憶にはありますか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) そのことについては記憶はありません。わかりません。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 給食予備員についてお尋ねをするんですが、誰々さんから減らした 8万円を杉本さんに回してくれというふうに藤井さんは言われたと、そして杉本さんをスクールバスじゃないけど雇えというふうに言われたということです。そのときに杉本さんには4万円ぐらい渡しとけばえかろう、残り半分は組合費として取ろうと思うということを言われたと言うんですが、そういう電話もしくは御本人に会ってやりとりをした記憶っていうのはありますか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 御本人というのは誰ですか。杉本さんですか。
- ○委員(佐々木雄司君) もう1回じゃあ済みません。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井さんじゃろ。
- ○委員(佐々木雄司君) 藤井さん、ごめんなさい、はい。
- ○証人(北川勝義君) 藤井さんか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○証人(北川勝義君) 私は、そのようなことを言うた記憶はないと思います。ただ、組合費の中でもらおうというのは、松村組合長が言われたことを、そういうような話は全体の流れで出たことはあるかもしれません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) それは背景のお話ですね。藤井さんにこういうやりとりをした記憶 はありますか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。

○証人(北川勝義君) その今言うのは、背景を言うなと言われるんですけど、そのようなそういう背景があったことはあったんじゃないかと思いますけど、言ったかどうかは定かに記憶ではっきり覚えてはおりません。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 私はそれで結構です。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 休憩いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) いいです。
- ○委員(原田素代君) もうちょっとやっちゃっていいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 済みません。もう1度お尋ねさせてください。

北川議員は当初組合でやりたい、結局雇用契約は個別に臨時職員になったけど組合はあった んだという御説明がありました。よろしいですか。

- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) さっきから言うとります、最初は組合でいってくれえということ、いくということで、いくと言うとって、組合でやるということを皆さんも組合の中で納得してもらうということで、維持管理もしていこうということで納得はしておりました。しかしながら、5月24日に組合じゃなく直接雇用するんじゃと、場所も2階のロビーのホールでおったんで言われて、そのときに予備要員の話もあったと思います、たしかその後じゃ、そうあったんで、私はそう覚えとるだけで、言うたことを、そういうことがあったというのを、ということです、今言よんのは。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) 5月21日なんですけど、今佐々木さんとのやりとりの中で出てきたその安本さんと藤井さんと副市長ね。
- ○委員長(下山哲司君) 倉迫さん。
- ○委員(原田素代君) 倉迫さんが北川さんの事務所まで伺った。そこでとにかく組合ではできない、個別の臨時職員の雇用契約でやりたいとお願いに行ったという、これは倉迫さんも安本さんも藤井さんも全部証言してるんです。その際に北川さんはそんな話にはなってないというかなり激高したことと、倉迫さんにおめえが倒産するという電話をしてきたからわしゃあ金を払ったんだと、この際藤井さんは40万円という金額を聞いたと言っていますが、おめえはわ

しに40万円を返せと、そこまで迫ったっていうふうに倉迫さんも藤井さんも安本さんも証言されてますけど、それについては事実ですね。

- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) ここへ僕は、もう大分古いからわからんけど、5月の予定のを書いとんのが、5月21日か。
- ○委員(原田素代君) 21日。
- ○証人(北川勝義君) 副市長、藤井次長、安本課長、打ち合わせと書いとんで。
- ○委員(原田素代君) それです。
- ○証人(北川勝義君) それが今定かに覚えてねえ、どねんな、わからんけど、それは僕の記憶では打ち合わせしたというだけはあります。それから、そのことを言うたのは、それはそういう話じゃなくて、もっと日にちが前のときに、もっと前です、5月10日ぐらいです、副市長室でこうなりょうんじゃ、出してくれえという話を言うたときに、僕がコピー機で印刷しょんじゃねんじゃから、話の中で、ほかに誰がおったかなあ、前田さんもおったかもしれんけど、わからんけど、藤井さんはおったけど、40万円、74万円も出しょったらかなわんので、あんたが半分でも出してくれにゃかなわんわという話はしました。そういう話はしました。もろうとりもしませんし、くれえとも請求もしてないです。それだけかなわんと言うたけど、ほかのことはできないということを言うたんです。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) とにかく北川さんは組合でやりたかった、何としてでもやりたかった。ところが、24日の段階で中央公民館の2階で藤井さんと安本さんに説明を受けました。要するに、21日までは突っぱねたわけですよね、組合でやるから。だけど、24日の段階でこういう資料を見せていただいて、安本さんと藤井さんから、説明を受けて、こういう雇用契約にしたいので、北川さん、ぜひ組合ではなくて市としての臨時雇用のほうを認めてくださいという説明があったと聞いてますが、この資料はごらんになりましたか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) その資料もきょう初めて見ました、見ておりません、そういう説明 も。たった時間が10分か15分ほどです。僕は、吉井観光がだめになったんで、保険証がだめに なるんで、社会保険が、社会保険の手続をやらにゃいけんというて東岡山、国富のとこへ行っ とるから、時間もその時間がありませんでした。それから、今の書類も、記憶にありません。 これは調べてください、うそ発見のあれにかけてもよろしいし、皆僕は言いてえことも全部は 言わん、こんなことを言うたらあれじゃけど、言わんでもええことまで言よんです、僕は、こ ういうことは悪いけど、僕が悪いなら悪いて言うのは結構なんじゃけど、間違うとることは間

違うとると言っとる、だから堂々と言ようる気持ちもあるんです。ただ、今言われた21日のは、これはもう古い、めくって見ようる分で、どねんなったというのがその内容まで書いてなかったんで、打ち合わせとかあったんで、それしか書いてねえことを言いたかったんで、それがもしかしたらそういうことがあったかもしれません、それを突っぱねて、無理やり21日には突っぱねておりません。24日の日までいくと思うとりましたから、24日の日に聞いて言われたんです。

- ○委員(原田素代君) わかりました。 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、藤井さん、安本さんは供述調書に藤井次長がこれを見せながら説明したという供述があるので、それを確認します。問題は、その後さっきのように32万円、28万円、20万円、18万円、事務員が9万円という金額を北川さんから提案されたと聞いてるんですが、10分かそこらでそれを提案したんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) じゃから、5月の最初のときに来とるときにお話をしとるときに、5月のときですね、最初のときの、やってくれと言うたときに、皆さんと話して行くかというて、運転手さんに行ってくれるかと、行ってほしいんじゃと言よんじゃと、組合でもえかろうと、みんな、個人でいきょうたらいろいろなるけん、前吉井のときは組合でいきょうたから組合でいくようにしてほしいんじゃと、その話をしてくれえという話で、それで前のようなことじゃあ、夏は1カ月休めとか2カ月休めと言よったら給料をくれなんだら困るんで、ぴちっともらわにゃあ困るから、それからもう1人の人は大型バスに乗って、朝早う出て、夜部活までと遅えし、それから11時から11時半、給食も行きょんで困るんで、親も調子も悪い、してもらわにゃ困るから、そりゃあもうめいめい話をせられえという話を、それは坂本さん、松村さんと、それからもう1人の井上さんというのは、井上さんも2種を持っとる人じゃから一番そのそれすると言よったんが、心臓が悪い、榊原ハートクリニック。
- ○委員(原田素代君) いや、いいです。要するに、この24日に説明を受けたときに北川議員は藤井さんと安本……。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうでした、済みません、委員長。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○委員(原田素代君) 藤井さんと安本さんにこの5人のドライバーと事務員さんの賃金についてこうしたらいいんじゃないかという御提案をされたのか、されてないのか。
- ○証人(北川勝義君) していません。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうしたら、いつされたんですか、してないんですか。
- ○証人(北川勝義君) 私はしておりません。このくらいでいくのは後から聞いたぐらいです。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 6月の初旬、平成30年5月の倒産直後ですね、井上さんがこういうふうにここに来て証人喚問で答えてるんですね。要するに、事務所に集まったのが6人、ドライバーさん、このときにおまえが何ぼおまえが何ぼと北川議員から賃金を聞いた、僕は28万円ていうふうに安本さんから聞いてたけど、その際北川議員が6万円を出せと言われたのでとんでもないと断ったら、その場で20万円に下げられた、その直後の9月3日、12日、8月30日に北川さんから再三電話があって、その電話の内容はおめえは体の調子が悪いから28万円から20万円に下げたんだと言われたと、これに対して井上さんは6万円を断ったから下げたんだとわかっていたから何か隠していると思ったと、このやりとりの直後に安本さんから計算間違いでしたから20万円になりますという断りの電話があった、これが井上さんの証人喚問の回答なんです。これに対して事実であったと思っていいんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 事実ではありません。今言よんのは、これだけ欲しいというのは本人 じゃなくて、本人は心臓の、さっき言うた、ハートクリニック、できたら行きとうねんじゃと 言われて話があったんで、下げたというのがそれが現実でしょう、皆さんのお話で。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) 御本人は体が悪いのに金を下げるというのは理解できないと言ってますけど。
- ○証人(北川勝義君) いや、本人に聞いてください。
- ○委員(原田素代君) 本人がそう言ってるんです。
- ○証人(北川勝義君) いや、聞いてくださいまた。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○証人(北川勝義君) 呼んで聞いてください。
- ○委員(原田素代君) もう呼んでますけど、聞きに。 もう1つ、済みません。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。

- ○委員(原田素代君) 最初の吉井観光の関係が従業員として社会保険も入ってらっしゃったというお答えなんですが、ここはずっと市が入札に直接かかわってた企業ですよね。そこの企業に現役の議員が社員として社会保険も得るような立場で勤められたということは、これは政治倫理上、要するに議員は市の入札を直接受けるような企業とのかかわりを断つことになってると思うんですけど、それについての抵触にならないかどうかっていう判断は北川さんはどう思ってらっしゃるんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 私は、別に前から14年から行きょったんでそんなことは思っておりません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) いや、要するに現職議員は市の入札に絡むような事業所にかかわっちゃいけないっていうことは、北川議員は一番よく知ってると思うんですよ、以前、小倉さんであったりその前はまた誰かがありました。要するに、議員間の中ではそれに対する指摘があって、問題になったことがあるんです。それは、北川さんはずっと見てらっしゃる。御自分がそういう立場になってることについての自覚はないんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 役員とかそういうなんでやりょうたらそれは違反だと思います。従業員で行きょんのは別に違反だとは思っておりません。
- ○委員(原田素代君) なるほど。結構です。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。 委員さんのほうからもうないですね。
- ○委員(保田 守君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) 私は組合のことで来られとった皆さんに質問したんですけど、組合の存在自体を皆さん認める、組合があったんですよ、聞いたんですよと、そういう人たちが1人もいなかった。それで、どうしておかしいかなと思ったのは、この議長と副議長の聞き取りの中に北川さんは組合でやるんだと、これは自分が言ったというんじゃなしに、読んどったら、藤井さんと安本さんかね、が言うたからこっちから提案があったみたいなことを書かれとんです。そしたら、それで組合費を集めたと、私で見たら、皆さんに聞いたのは組合はないということだった、この聞き取りの中にも組合費は組合費として受け取っていると北川さんは回答されとんですけど、このときに受け取っとるというのはどなたが組合費を受け取っとんですか。○証人(北川勝義君) 委員長。

○委員長(下山哲司君) 北川君。

○証人(北川勝義君) じゃから、先ほどから申し上げております。組合がないとかあるとかというて皆さんに、また全員に聞いてください。皆さんも警察にも調書をとられておりますから、今言うたように皆聞いていただいて、出してください。そうせなんだらわからんのんじゃ、今言ようることが。

それから、今の。

- ○委員(保田 守君) そりゃわしもわからん。
- ○証人(北川勝義君) 今言よんのは、先ほど議長、副議長は10月24日に聞き取り調査をしたときの間違いを調べてみて、全部したら、今警察が調べるときに調べてみたら、こういうことで預かっとってくれえというて受け取って、それと家賃とか、家賃2万円でも回っとりませんから、事務所費とか便所とか片づけとかそっちにしてくれという金は入れとるのは、それからまた事務所の中でみんなで飲食して割り勘にする、それは帳簿についとんであります。それは、私も探しやあどっかに出てくるわ、警察に出しとるかもしれん、コピーで出しとったのもあります。そういうなのがあるからしとんじゃ。私が集めたとか、組合はなかったんじゃけ、組合がなかったら、僕が勝手に教育委員会で会則をつくって、僕が勝手につくって、僕が話をして、皆僕がうそをついて皆しょうらにゃいけんのんじゃね、ねえ話で、僕がそれをして何のプラスになるんですかな、わからんのですけど。僕は、今保田委員が言われた話じゃないですけど、組合のほうでというのは、組合が存続しとったんじゃけど、結果組合ではいかなんだというのが現実で、しかしみんながみんなの金で、組合というたらおかしいけど、みんなでしていくために、維持していくためにみんなで出し合おうというて、出せる者は出し合おうというて言うたのは事実です。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) その事務所費というのは、ずうっと皆さんから毎月集めて、どのぐら い集められたのか。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) だから、先ほどから言うとります。
- ○委員(保田 守君) 金額ですよ。
- ○証人(北川勝義君) だから、先ほどから言ようります、杉本さんは抜きで、8万円の全部で計で88万円集めております。
- ○委員(保田 守君) これは全額いろんなもんに。
- ○証人(北川勝義君) だから、先ほど言いました、屋根の一部負担と事務所を使うとこの片づけとで10万円、トイレ水洗、洋式が34万円、休憩所の床を張って、それが20万円、それから電気、ガスの修繕したのが5万円、それから事務所の電気、光熱水費、それからあとみんなで会食したときのお金等22万円、91万円、実際は1万円の赤字です。

- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) それは一応会計みたいな形で書かれとんですか。
- ○証人(北川勝義君) そうです。僕が代理につけとったのを皆正式につけてもろうとります。それは、僕が今保管しておりません。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(保田 守君) この88万円を。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) いただいとるときとオクデヤ運送から家賃をいただいとるときという のはかぶっちゃあないんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) オクデヤさんのは8月にもろうて、下山さんが7月じゃと言ようたけんそれもわからんです、それは定か、その1月はわからんですけど、オクデヤさんに貸すというのは、土地のこっちへ倉庫を置くと、駐車場を置いていくということでは貸したときにはいただいとります。だから、そのときには、オクデヤさんについて、今までは7月、8月までは電気、水道を払よったけど、オクデヤさんが借りるようになってオクデヤさんが電気、水道を払うという契約でやっておりますから、それとバスもオクデヤさんが持ってきて、そのころにはバスを持ってきておりました、オクデヤさんが。そういうことにはなっております。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか、保田委員。
- ○委員(保田 守君) よろしい。
- ○委員(原田素代君) はい。

ります。

- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○証人(北川勝義君) 委員長、いいですか。 それから、それも佐々木委員がよう言われようたんで、その分についても全部申告はしてお
- ○委員(佐々木雄司君) 申告してるのか。
- ○証人(北川勝義君) オクデヤさんです。ダブっとると言われたから全部申告しとりますいう。
- ○委員(原田素代君) いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員、最後でよろしいか。
- ○委員(原田素代君) はい、私はそうです。

いろいろ記録を、記録まで手帳にいっぱい書いてくださってるということなので、見ていただければわかるかと思うんですが、2019年の年末ですね、11月ごろ、北川さんとあと藤井さんを含めた何人かの幹部職員が飲食をしているという話を耳にしております。熊山のところで飲

食をして、そのお店が桜が丘の居酒屋まで送って、2軒目の、はしごですね、もしてたという話を聞いておりますが、その際に北川さんが全部お金を持ったというふうにも聞いてるんですが、そういう事実は11月ごろ、藤井さんは11月30日に逮捕されてるのでその前だと思うんですけど、そういう記憶、記録はありませんか。

- ○証人(北川勝義君) 11月19日か。
- ○委員(原田素代君) 2019年、だから、そうですね。 去年の11月ごろ、藤井さんが逮捕される前。
- ○証人(北川勝義君) ようわからんです、そりゃあ覚えがない。
- ○委員(原田素代君) 調べたらわかりますよね。
- ○証人(北川勝義君) 調べたら、僕がおごった…僕は、一般論でいうたら、職員とも飲もうと言うたりして飲むときもあります、割り勘にしょうります。それで、議員とも割り勘です。たまたま送ってもろうたとか、僕が送ってもろうたりする。それから、僕が家賃で貸しとるとこもネオポリスにあるからそこへ行ったり、皆ネオポリスに帰る人が多いから行ったときにはそこまで送ってもろうたり。
- ○副委員長(岡崎達義君) お聞きしてないことだと思います。
- ○証人(北川勝義君) 今言われたがね。
- ○委員(原田素代君) うん。
- ○証人(北川勝義君) じゃけ、そこのとこについても、割り勘をしとることじゃから 1,000円とか500円とか取ってしとります。ただ、全面的におごったということはねえと思う し、僕は全面的におごられたりしたこともありません。
- ○委員(原田素代君) ですから、委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員、最後ですよ。
- ○委員(原田素代君) ですから、その11月ごろにそういう方たちと飲み会をした記憶は、記録を調べれば出てくる可能性があると思っていいんですか、それは確実にないと断定されるんですか。
- ○証人(北川勝義君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 北川君。
- ○証人(北川勝義君) 断定で言うんじゃのうて、大抵ねえと思うんですけど、わからんのですけど、11月じゃから去年の11月でしょう、去年の11月やこうはもう、こんなことを言うちゃあおかしいですけど、10月28日の後、24日に聞き取り調査を議長、副議長でしとるころであって、ずっと気になってそのこともいろいろ調べて、僕も言うたらおえんけど議会が終わったころには警察にも任意で捜査を受けとります、ずっと受けてしとるから、そのときにも行ってもないし、藤井さんについてもいつ逮捕されたんも今記憶に覚えてねえです。そんなことはわかりますけど、覚えてねえけど、藤井さんが行ったのもありません、藤井さんと連絡も夏ごろぐ

らいか6月ぐらいか7月ぐらいにとっとっても、連絡もない、携帯の発信履歴というんがずっと残ってくるからありません。そこも行かれたとか、前私が事故をしたときも何か飲酒で何か 事故をして、女がどうのこうのといううわさが立って、それと同じで調べてくれりゃわかる。

- ○委員長(下山哲司君) 聞いてないことなんで。
- ○委員(原田素代君) わかりました。ありがとうございます。
- ○証人(北川勝義君) 調べたら、わかれば出せます。
- ○委員(原田素代君) はい、お願いします。
- ○証人(北川勝義君) 委員長、いいですか。

ただ、警察に調べられて、まだ捜査を受けとんで、出せ出すなというのは僕が勝手にすんじゃねえけど、僕は言わんでもええことまで全部言いてえからしとるだけで、誤解のねえように、そんなことは問題ねえと思うけど、出しゃあ、見てわかれば出します。

- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。
- ○委員長(下山哲司君) 本日は北川議員はこれで終了したいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) 以上で北川勝義君に対する尋問は一応終了しました。

北川勝義証人には、長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構でございます。ありがとうございます。

- ○証人(北川勝義君) 下山さん、一言よろしいか。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○証人(北川勝義君) 皆さん、大変百条をされて本当に御迷惑かけまして、私もこういうことになるなら全部メモを書いてテープでもとったりしときゃあ一番えかったと、それができてなかった、大変御迷惑をかけたということで、今福木委員が言われた議員倫理とかいろいろ言われましたけど、原田さんが言われた、というのを深く反省したいと思います。済みません。それからまた、わかることは原田さんが言うたように出せというときは書類を調べてみますけど、それから今経理のがあったりしたら出してみますけど、佐々木さんが言われた、出してみますけど、半面の領収書とかねえのは出せれません、ないの、あるだけ探してみて、別に隠そうという気持ちもありませんから。

以上です。

○委員長(下山哲司君) お疲れさまでした。

〔証人 北川勝義君 退場〕

○委員長(下山哲司君) 続いて、協議事項2番目、その他に入ります。 その他で委員さんから何かありましたら発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) その他についてもうないようですので、以上をもちまして第11回公 金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

皆様には、本日は長時間にわたりお疲れさまでございました。

午後5時33分 閉会